

九重町簡易水道事業経営戦略

令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度

九重町建設課管理水道グループ

令和 8（2026）年 3 月

【 目 次 】

第 1 章 はじめに.....	1
1 経営戦略とは	3
2 業務の目的	3
3 位置づけ	4
4 経営戦略の計画期間と投資・財政見通しの検討期間	4
第 2 章 事業の概要.....	5
1 本町の概要	6
1.1 本町の成り立ち及び地理的特徴.....	6
1.2 人口の推移	7
1.3 本町の産業	7
2 事業の現況	8
2.1 沿革	8
2.2 水道事業の概要	8
2.3 施設の概要	10
2.4 水道料金	15
2.5 組織の概要	15
2.6 経営健全化の取組み	16
3 経営指標を用いた分析.....	17
3.1 基本方針	17
4 現状分析まとめ	25
第 3 章 将来の事業環境.....	27
1 水需要予測	29
1.1 行政区域内人口の予測	29
1.2 給水人口の予測	30
1.3 有収水量の予測	31
2 施設の見通し	33
3 組織の見通し	35
4 財政収支の見通し	35
4.1 収益的収支	35
4.2 資本的収支	37
4.3 財政収支見通しの算出結果.....	39
5 まとめ	42

第 4 章 経営課題と経営改善に向けた取り組み.....	43
1 経営課題の整理.....	45
2 経営改善に向けた取り組み.....	46
第 5 章 投資・財政計画.....	47
1 投資・財政計画策定の概要.....	49
2 投資・財源試算（財政シミュレーション）.....	49
2.1 投資・財源試算の目標.....	49
2.2 財源確保シナリオの検討（財源確保ケース①）.....	50
2.3 財源確保シナリオの検討（財源確保ケース②）.....	54
2.4 採用シナリオの決定.....	58
第 6 章 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組.....	59
1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況.....	61
1.1 広域化.....	61
1.2 民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI 等の導入等）.....	61
1.3 施設・設備の廃止・統合・合理化.....	61
2 財源についての検討状況.....	61
2.1 料金.....	61
2.2 企業債.....	61
2.3 繰入金.....	62
2.4 資産の有効活用等による収入増加の取組.....	62
第 7 章 経営戦略の事後検証.....	63
1 基本的考え方と PDCA サイクルの確立、経営戦略の見直しについて.....	65
2 進捗管理について.....	66

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 経営戦略とは

経営戦略は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する、中長期的な経営の基本計画である。

現在、公営企業の多くは、人口の減少等に伴うサービス需要の減少や、所有する施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大等に直面し、取り巻く事業環境は厳しいものとなっている。

各公営企業が将来にわたって安定的にサービスを提供し続けることが可能となるよう、総務省は平成 26（2014）年度に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を通知して各公営企業に対し「経営戦略」を要請し、概ねすべての地方公営企業が令和 2（2020）年度末までに策定を完了した。また、「経営戦略策定・改定マニュアル」において 3 年から 5 年内の見直しを行うこととしており、現在では令和 7（2025）年度末までに経営戦略の見直しを行うことが要請されている。

2 業務の目的

水道法では、水道事業の目的を「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」としている。水道事業を取り巻く状況は、人口の減少を主な要因として、今後、有収水量と料金収入の減少が予想されている中で、これまで整備を行ってきた施設や管路の老朽化に伴う大量の更新需要が迫り、厳しさを増していくことが見込まれている。

このような状況を踏まえ、九重町（以下、「本町」という。）では簡易水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むため、令和 6（2024）年 4 月に地方公営企業法を適用し、公営企業会計への移行を実施したことで経営状態をより正確に把握できるようになった。

本業務は、公営企業会計の移行によってよりの確に現在の経営の状況を把握し、将来の見通しを立てられるようになったことを踏まえ、現状把握、分析、将来予測等を詳細に行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略を策定し、持続的な事業経営に資する事を目的とする。経営戦略の策定後は、毎年度進捗管理を行い、実績との乖離について検証し必要に応じて適宜見直しを行うことで、この経営戦略を簡易水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資する重要なツールとして位置づけるものとする。

3 位置づけ

本町の簡易水道事業の経営戦略は、令和 4（2022）年度に策定した「九重町第 5 次総合計画」を上位計画とし、国や県の各種の関連計画と連動し、今後の簡易水道事業の根幹となるものとして位置づけ、中長期的な事業運営の指針とする（図 1-1 参照）。



図 1-1 簡易水道事業経営戦略の位置づけ

4 経営戦略の計画期間と投資・財政見通しの検討期間

経営戦略の「計画期間」は、総務省の経営戦略策定ガイドラインでは、「10 年以上の合理的な期間を設定する必要がある」とされていることから、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間を計画期間とする。また、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月、総務省）」において、経営戦略策定後 3～5 年に一度見直しが必要とされているため、今後も継続して見直しをしていく。

なおさらに、経営戦略の中心である「投資・財政計画」については、同じく「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、「将来試算は可能な限り長期間（30 年～50 年超）であることが望ましい」とされている。水道施設の大部分を占める管路の法定耐用年数が 40 年であることから、投資・財政計画の期間については令和 8（2026）年度から令和 47（2065）年度までの 40 年間とする。

第2章 事業の概要

第2章 事業の概要

1 本町の概要

1.1 本町の成り立ち及び地理的特徴

本町は、昭和 30（1955）年に大分県玖珠郡地域の 野上町・飯田村・東飯田村・南山田村の 1 町 3 村の合併によって誕生した。本町は大分県の西部に位置し、東は由布市、竹田市、北西は玖珠町、南西は熊本県阿蘇郡に接しており、東西 18.7km、南北 23.4km、総面積は 271.37km² に及ぶ。地形的には、町の中心部を筑後川の源流の玖珠川が東西に流れ、西側に田畑、山林等が開けている。また久住山、大船山、三俣山などの九州の屋根と呼ばれる九重山群の北麓に位置しており、町の約半分が「阿蘇くじゅう国立公園」、「日田耶馬英彦山国定公園」に含まれている。標高 350m から 1,050m の間に階段状に耕地が散在しており、大部分は山林と原野に覆われ、気候は、寒暖の差が大きく、東北から九州までを内包した気候条件といえる。本町は地熱資源をはじめ豊富な資源を有し、変化に富んだ自然景観にも恵まれている（図 2-1 参照）。



出典) 国土地理院地図データより作成

図 2-1 位置図

1.2 人口の推移

平成 12～令和 2（2000～2020）年における、行政区域内人口の推移を図 2-2 に示す。令和 7（2025）年 12 月 31 日現在、行政区域内人口は 8,066 人となっている。人口の推移は減少傾向にあり、近年は年平均 1.3%の減少となっている。

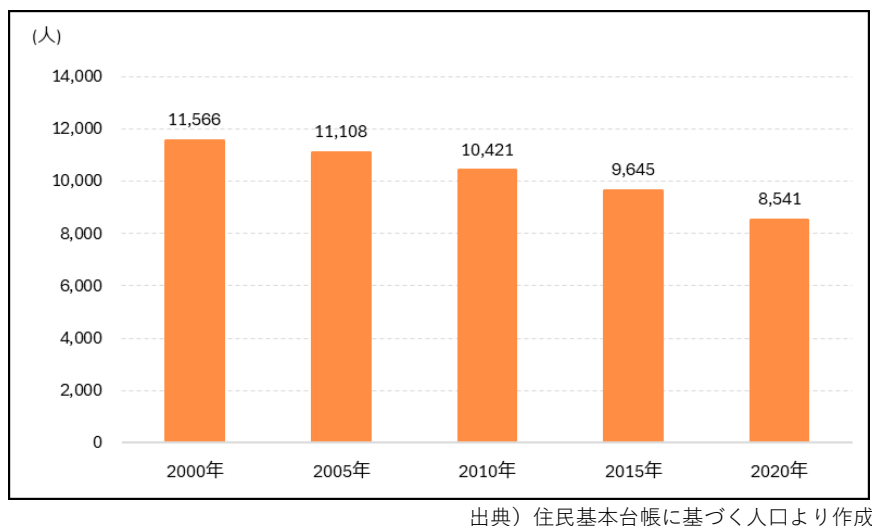
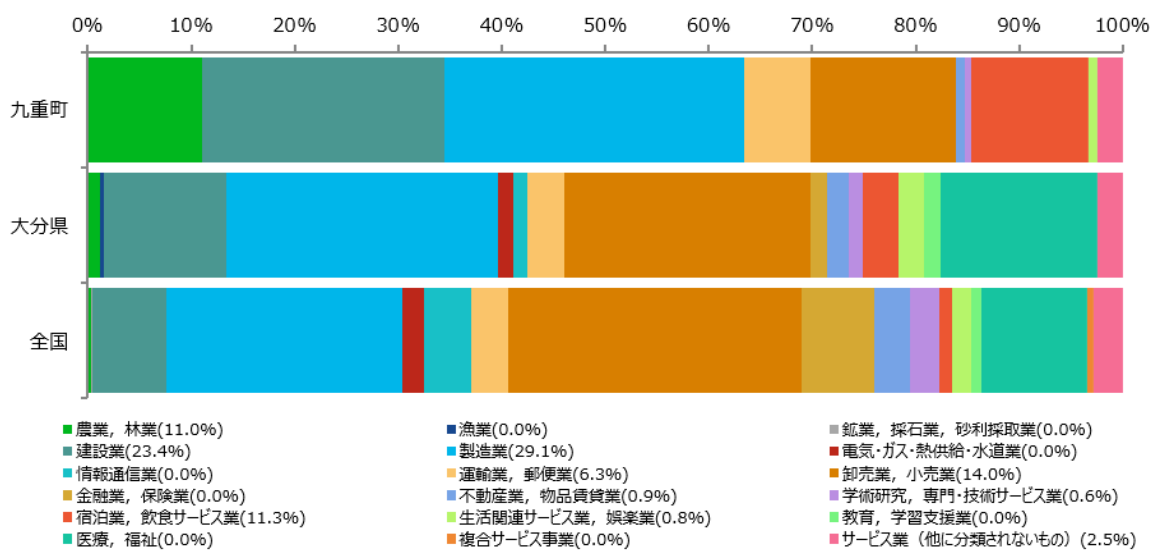


図 2-2 行政区域内人口の推移

1.3 本町の産業

本町の売上高による主要な産業は製造業(29.1%)、建設業(23.4%)、卸売業・小売業(14.0%)、宿泊業・飲食サービス業(11.3%)及び農業、林業(11.0%)であり（図 2-3 参照）、これらの事業の水需要量は料金収入へも影響を与えるため、本業務において考慮が必要である。また「九重町第 5 次総合計画」において、農林畜産業・商工業・観光の振興を掲げており、関連する産業の将来動向も考慮する必要がある。



出典：RESAS Summary

図 2-3 本町の産業構造 令和 2（2020）年度時

2 事業の現況

2.1 沿革

本町の簡易水道事業は、昭和29（1954）年10月に野上地区簡易水道を創設、昭和34（1959）年9月に飯田簡易水道を創設し、平成10（1998）年3月に東飯田簡易水道を創設、平成28（2016）年2月に3つの簡易水道事業の事業統合を行い「九重町統合簡易水道」となった。現在の計画給水人口は4,621人、計画1日最大給水量は2,991m³/日である。

2.2 水道事業の概要

令和6（2024）年度末時点での簡易水道事業の概要を表2-1に、給水区域図を図2-4に示す。

表 2-1 簡易水道事業の概要

項目	内容
事業創設認可年月日	昭和27（1952）年10月8日
供用開始年月日	昭和28（1953）年3月11日
法適（全部/財務）・非適の区分	法適（財務適用）
計画給水人口	4,621人
現在給水人口	3,444人
施設数（浄水場設置数）	4箇所
施設数（配水池設置数）	10箇所
計画1日最大給水量	2,991 m ³ /日
導水管延長	4.877 km
送水管延長	5.089 km
配水管延長	80.388 km

令和6（2024）年度末時点

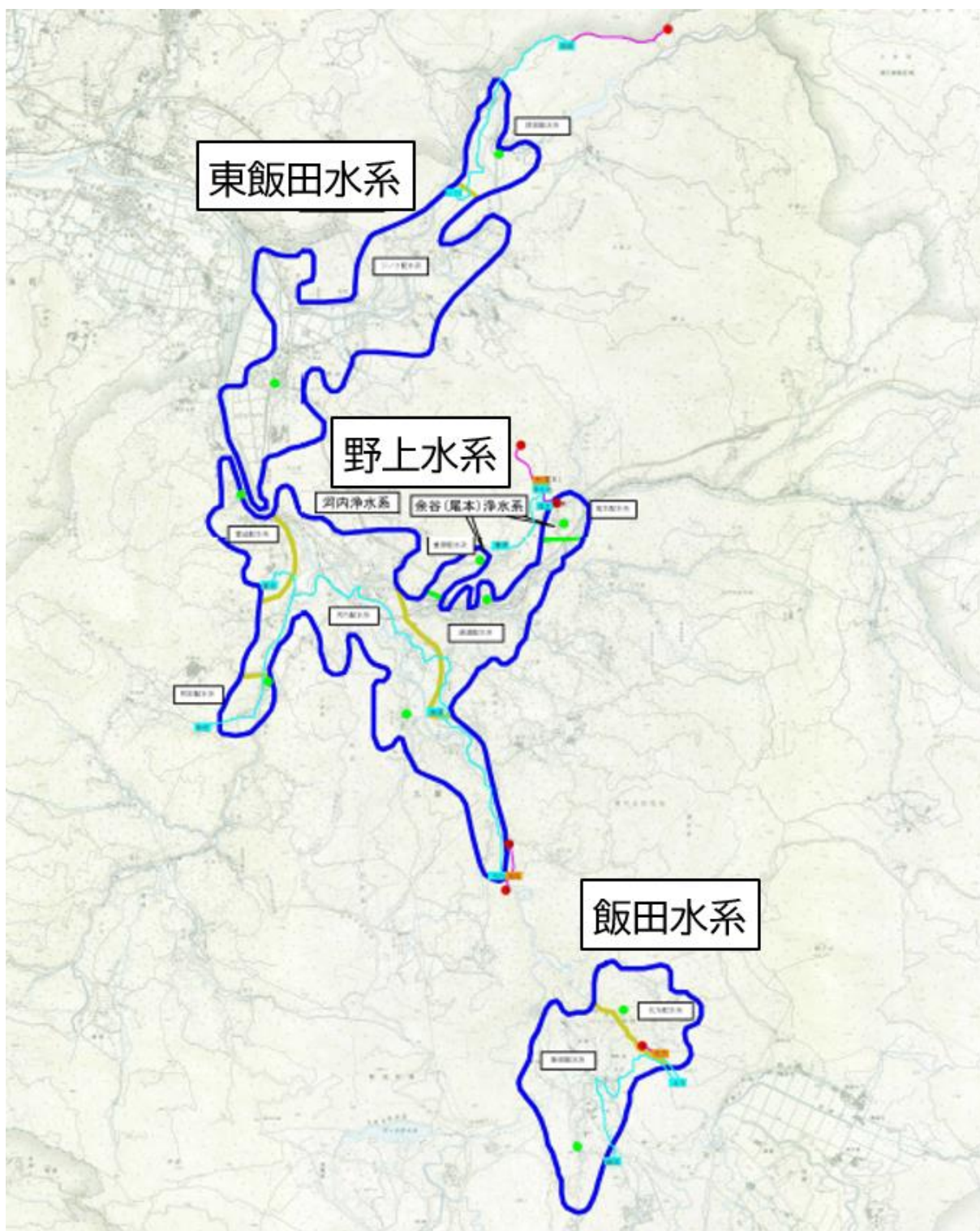


図 2-4 給水区域図

2.3 施設の概要

2.3.1 野上水系

野上水系は猪牟田水源系、余谷水源系の2つの水源からなる。

猪牟田水源系は、猪牟田水源（湧水）から取水した後、河内浄水場で浄水処理を行い、河内配水池及び、越道配水池、町田配水池、富迫配水池へ送水している（図 2-5 参照）。

余谷水源系は、尾本水源（深井戸）から取水した後、浄水処理され、尾本配水池及び重原配水池へ送水している（図 2-6 参照）。

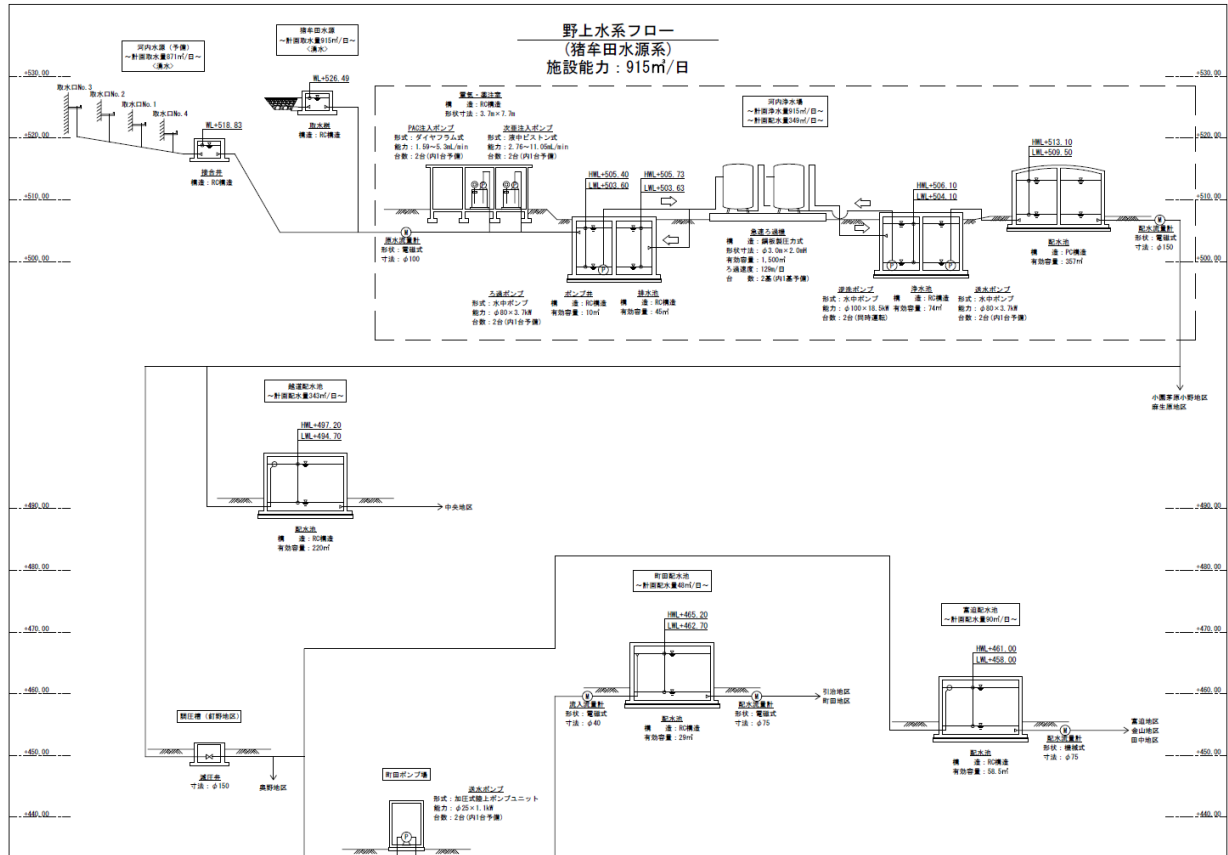


図 2-5 野上水系・猪牟田水源系 配水フロー図

2.3.2 東飯田水系

東飯田水系では、日出生台水源で取水した後、日出生台浄水場で浄水処理され、各配水施設に送水している（図 2-7 参照）。

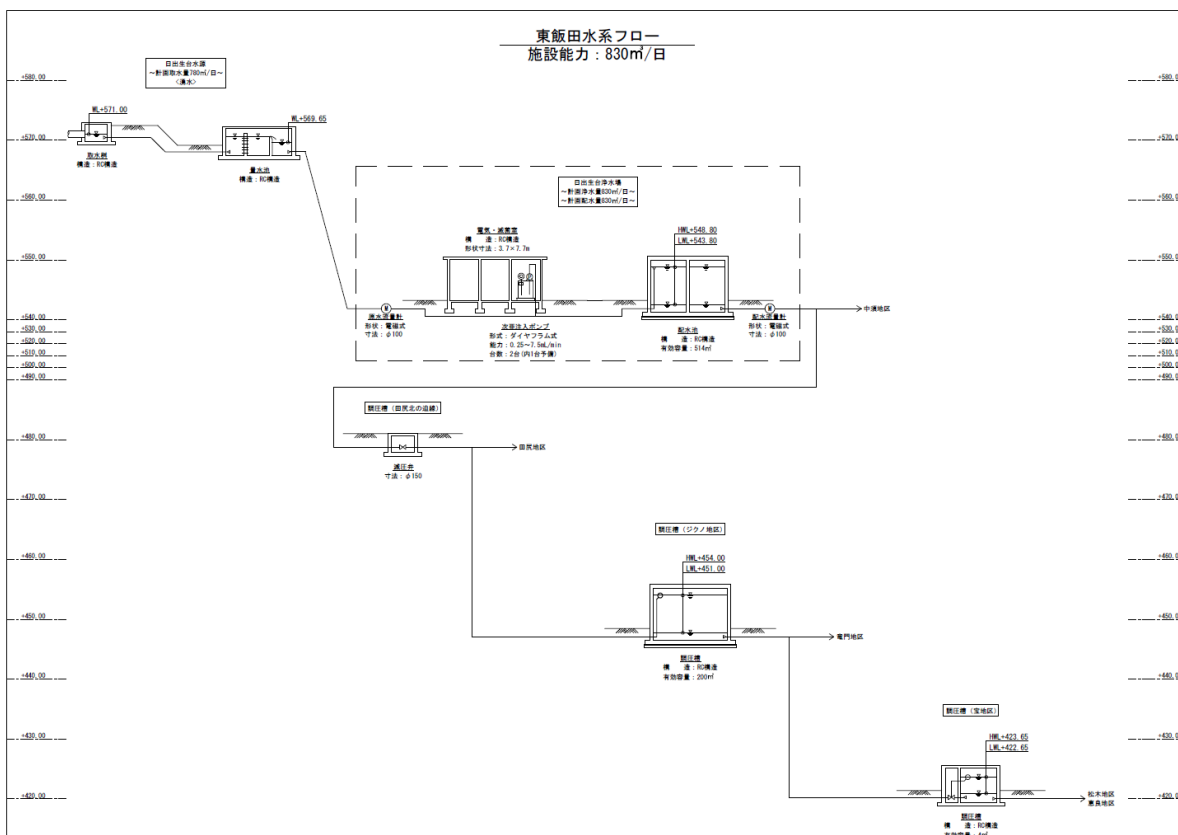


図 2-7 東飯田水系 配水フロー図

2.3.4 各施設の概要一覧

各施設の概要一覧を表 2-2 に示す。

表 2-2 各施設の概要

給水区域	施設区分	施設	種別	施設能力/容量	
野上水系	取水施設	余谷水源	RC造	38m ³ /日 (湧水)	
		河内水源 (予備)	RC造	871m ³ /日 (湧水)	
		猪牟田水源	RC造	915m ³ /日 (湧水)	
		尾本水源	取水ポンプ	φ32×0.028m ² /分×104m×1.9kw	
	浄水施設	余谷水源系	液中ピストンポンプ		0.1~0.7ml/min
			上向式ろ過機		45m ³ /日
		猪牟田水源系 (河内浄水場)	液中ピストンポンプ		2.76~11.05ml/min
			ポンプ井		10m ³
			急速ろ過機		129m ³ /日
			浄水池		74m ³
			排水池		45m ³
			凝集剤注入設備		1.59~5.3ml/min
		余谷水源系 (尾本浄水場)	液中ピストンポンプ		0.025~03.5ml/min
	配水施設	尾本配水池	ステンレスパネルタンク		24m ³
		越道配水池	RC造		220m ³
		重原配水池	ステンレスパネルタンク		48m ³
		河内配水池	PC造		357m ³
		町田配水池	RC造		179m ³
富迫配水池		RC造		58.5m ³	
東飯田系	取水施設	日出生台水源	RC造	780m ³ /日 (湧水)	
	浄水施設	日出生台水源系	液中ピストンポンプ	0.25~7.5mL/min×10kg/cm ²	
	配水施設	嫁田配水池	PC造		514m ³
		ジノク配水池 (調整槽)	RC造		200m ³
		第一調圧槽	RC造		2.35m×1.7m×1.5m
		第二調圧槽	RC造		2.35m×1.7m×1.5m
飯田系	取水施設	第1水源 (予備)	RC造	120m ³ /日 (湧水)	
		北方水源地 (取水口)	RC造	280m ³ /日 (湧水)	
	導水施設	接合井 (取水口)	ステンレス製パネルタンク		2.5m×2.5m×2.0m
		導 (送) 水ポンプ	陸上多段ポンプ		Q=0.207m ³ /分×137m×11kw
	浄水施設	第1水源系 (予備)	浄水池		11.5m ³
			消毒設備		点滴型10mL/min
			消毒設備		ダイヤフラム式5~20cc/min
		北方水源系	液中ピストンポンプ		0.25~7.5cc/min
	配水施設	飯田配水池	SUS造		252m ³
		北方配水池	RC造		102m ³

2.4 水道料金

本町の水道料金は、一般用と臨時用の用途別に分けて料金体系を設定しており、一般用では使用水量に関わらず発生する基本料金と使用水量に応じて料金が決定する従量料金で構成される二部料金制を採用している。臨時用では従量料金のみ的一部料金制を採用している。またメーター使用料金として、口径に応じた料金体系を定めている（表 2-3 参照）。

表 2-3 水道料金表（ m^3 /月、税込）

用途	基本料金（円）		従量料金（円/ m^3 当たり）		メーター使用料金	
	基本水量	料金(円)	水量区分	料金(円)	口径	料金(円)
一般用	10 m^3 まで	1,380	10 m^3 を超える分 1 m^3 当たり	240	13mm	100
臨時用	—	—	1 m^3 当たり	550	20mm	180
					25mm	200
					30mm	300
					40mm	340
					50mm	1,310
					75mm	1,770

2.5 組織の概要

本町の簡易水道事業は建設課管理水道グループの2名を中心に簡易水道事業の予算・決算、維持管理、水質検査、水道施設の工事計画、使用料及び手数料の徴収業務、水道統計など、多岐にわたる様々な業務を行っている（図 2-9）。

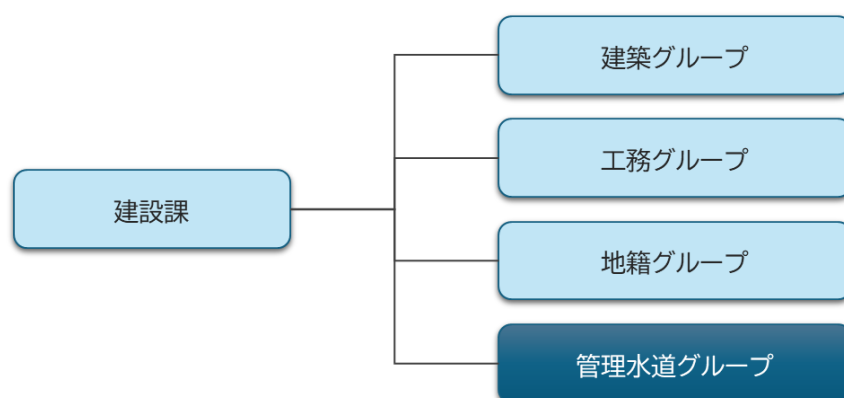


図 2-9 組織図

2.6 経営健全化の取組み

2.6.1 民間活力の活用状況

本町の簡易水道事業では、水道メーターの検針、水道施設の点検業務を民間委託し、効率的な管理に努めている（表 2-4 参照）。

表 2-4 民間委託一覧（令和 6（2024）年度現在）

委託業務	委託先
水道水等水質検査業務委託	公益社団法人 大分県薬剤師会
水源地・配水池草刈委託業務	有限会社 木村設備
水道施設電気設備保守点検委託	(株) コスモテック
水道施設点検業務委託	有限会社 木村設備
水道施設監視装置保守委託	三菱電機プラントエンジニアリング (株)
水道施設監視装置使用料	三菱電機プラントエンジニアリング (株)
河内配水池内急速濾過機保守点検業務委託	(株) 水機テクノス
メーター検針業務委託	有限会社 木村設備
統合簡水管網図管理GIS運用保守業務委託	(株) 地域科学研究所
地方公営企業会計システム保守業務委託	ICTコンストラクション (株)

2.6.2 広域化の取組み状況

大分県では令和元（2019）年に「大分県水道ビジョン」を策定し、県内水道事業の現状及び将来見通しから広域化を含めた今後のあり方について方向性を示した。このビジョンに基づき令和 4（2022）年度に「大分県水道広域化推進プラン」を策定し、広域化に向けた多様な方策について長期的な財政シミュレーションを実施し具体的な効果を提示し、今後の検討方針を示している。本町はこれの中で県内 5 ブロックの 1 つである西部ブロックに位置付けられ、人材育成や資材の共同購入などの取り組みやすいものについて広域化を検討している。

3 経営指標を用いた分析

3.1 基本方針

本町の簡易水道事業の経営の状況を把握するため、総務省が公表する「令和4年度決算 経営比較分析表」（以下、「経営比較分析表」という。）に基づき、「経営の健全性・効率性」「施設の老朽化」の観点の指標（表 2-5 参照）を用いて、経営分析を実施し、経営の現状・課題の「見える化」を図る。経営分析は、過去5年間（平成30～令和4（2018～2022）年度）を対象に、経年比較及び他団体との比較を行う。なお、本町の簡易水道事業は令和6（2024）年4月に法適用企業となったため、令和4（2022）年度までの分析は法非適用企業としての指標を用いての分析となる。

比較対象は、経営比較分析表の類似団体区分に基づき、本町と同じ区分（区分 D3：法非適用 2,001人以上 5,000人以下の団体）の事業体の平均及び全国の平均とする。

表 2-5 経営指標

分類	経営指標
経営の健全性・効率性	収益的収支比率（％）
	企業債残高対給水収益比率（％）
	料金回収率（％）
	給水原価（円/㎡）
	施設利用率（％）
	有収率（％）
老朽化の状況	管路更新率（％）

表 2-6 簡易水道事業 類似団体区分

法の適用状況	現在給水人口規模	区分	団体数
法適用	10,001人以上	C1	4
	5,001人以上10,000人以下	C2	14
	2,001人以上5,000人以下	C3	55
	2,000人以下	C4	29
法非適用	10,001人以上	D1	4
	5,001人以上10,000人以下	D2	27
	2,001人以上5,000人以下	D3	157
	2,000人以下	D4	173

3.1.1 経営の健全性・効率性

(1) 収益的収支比率

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

この指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

$$\text{収益的収支比率}(\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

本町の収益的収支比率は、類似団体平均及び全国平均を上回り、直近の令和 4（2022）年度では 100%を上回っているものの、それ以前の 3 年間は 100%下回っており、総収益で総費用及び地方債償還金を賄えていない状況にあったため、今後も本指標の推移を注視する必要がある（図 2-10 参照）。

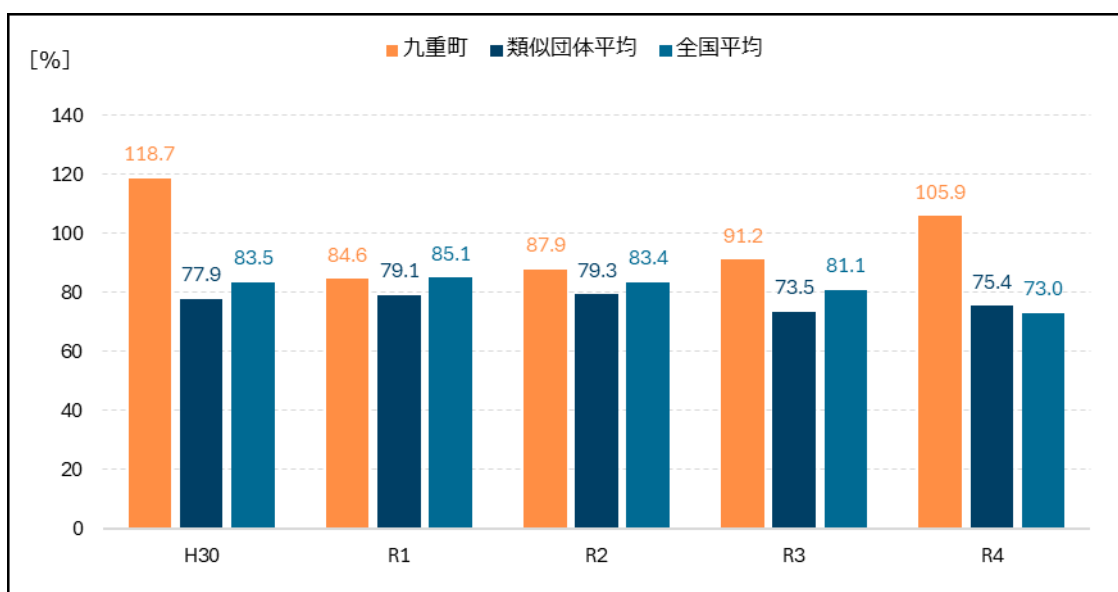


図 2-10 収益的収支比率の推移

(2) 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する地方債の割合を示すもので、地方債残高の規模を示す指標である。

$$\text{企業債残高対給水収益比率} = \frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

本町の企業債残高対給水収益比率は類似団体平均と比較して低い水準にある。財政面では借り入れが少なく、将来発生する返済が抑えられており財政的には安全性が高い傾向にある。一方で、今後の施設設備更新によっては増加も見込まれるため、今後も本水準を注視していく必要がある(図 2-11 参照)。

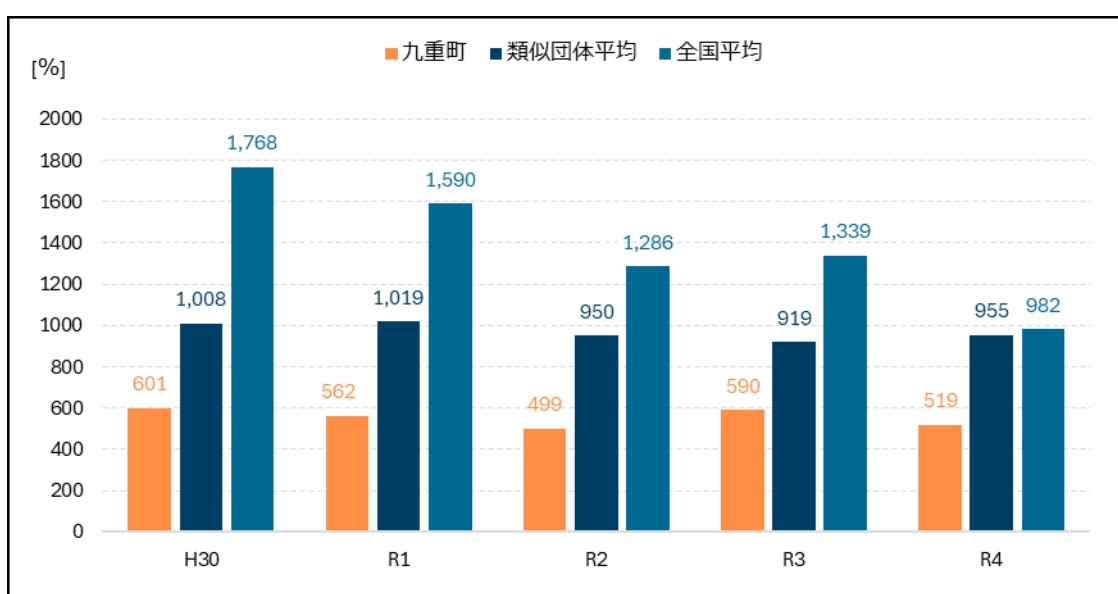


図 2-11 企業債残高対給水収益比率の推移

(3) 料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。当該指標が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

本町の料金回収率は、平成 30 年を除く直近の 4 年間で 100%を下回っており、給水に係る費用が給水収益で賄えていない状況にある。一方で、類似団体平均及び全国平均との比較では高い水準にあり、また令和元～4（2019～2022）年度にかけて改善傾向にある。今後も 100%上回ることを目指し、給水に係る費用の削減等の検討に加えて、適正な料金収入の確保についても検討することが必要である（図 2-12 参照）。

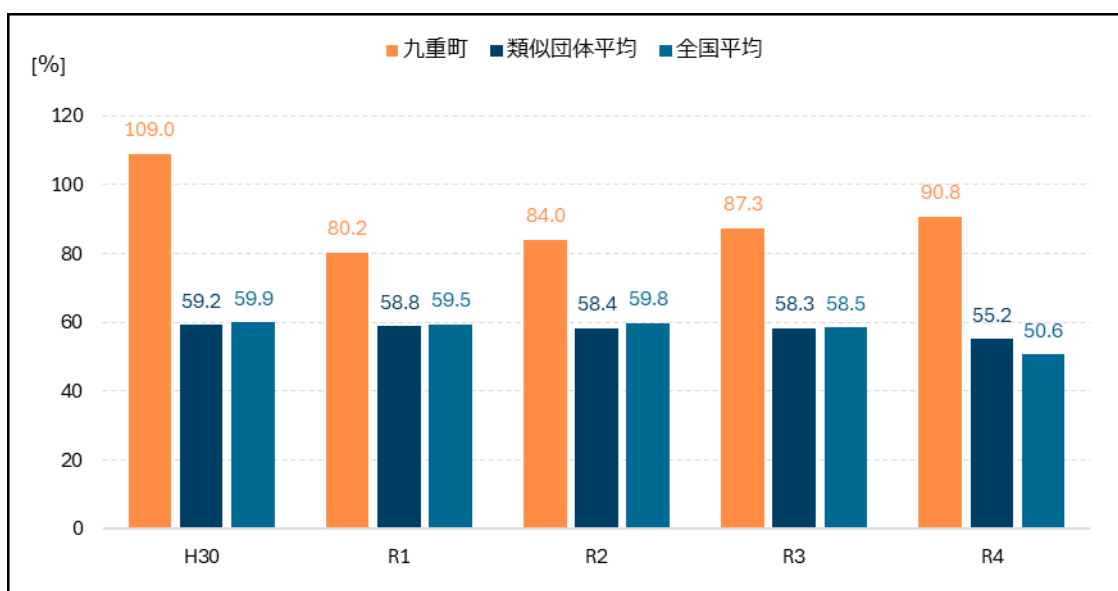


図 2-12 料金回収率の推移

(4) 給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³あたりにどれだけの費用がかかっているかを示す指標である。

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

本町の給水原価は平成 30～令和元（2018～2019）年度にかけて 40%近い上昇が見られたものの、直近の 4 年間は微減から横ばいで推移している。類似団体平均との比較では直近でおおよそ 50 円/m³程度低くなっており、低コストかつ効率的に給水ができているといえる（図 2-13 参照）。

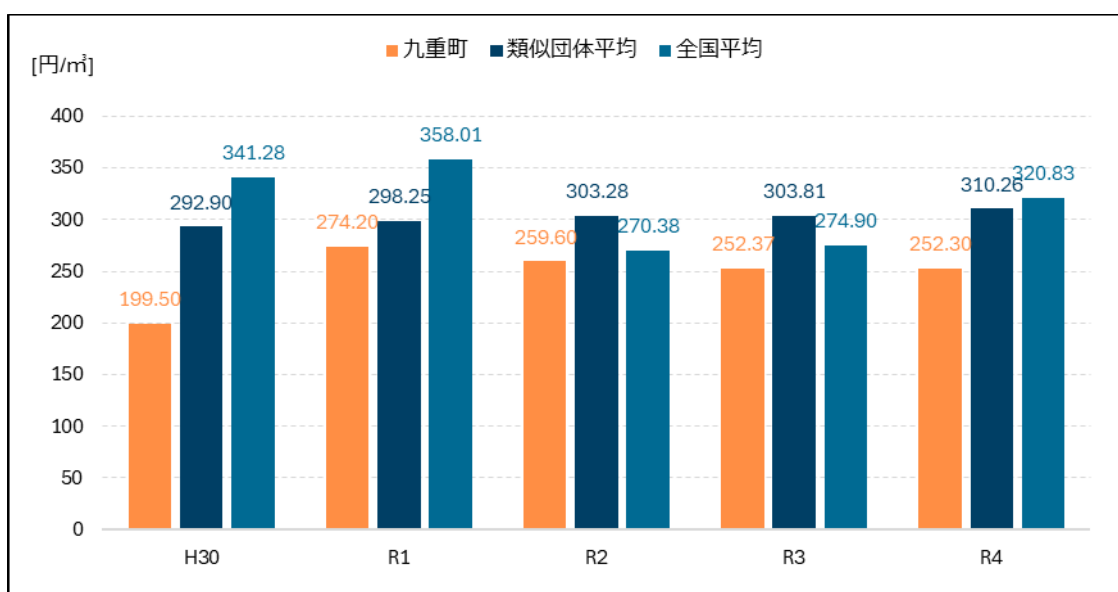


図 2-13 給水原価の推移

(5) 施設利用率

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

本町の施設利用率は 100%を超えて推移しており、また直近の令和 4（2022）年度では前年に比べて 40%近くも上昇している。効率的に運営されている反面、施設への負荷が高まり劣化の促進が懸念される点に加え、不測の事態に対する柔軟性に乏しい点も懸念されることから、実際の施設の稼働状況についての確認と見直しを図る必要がある（図 2-14 参照）。

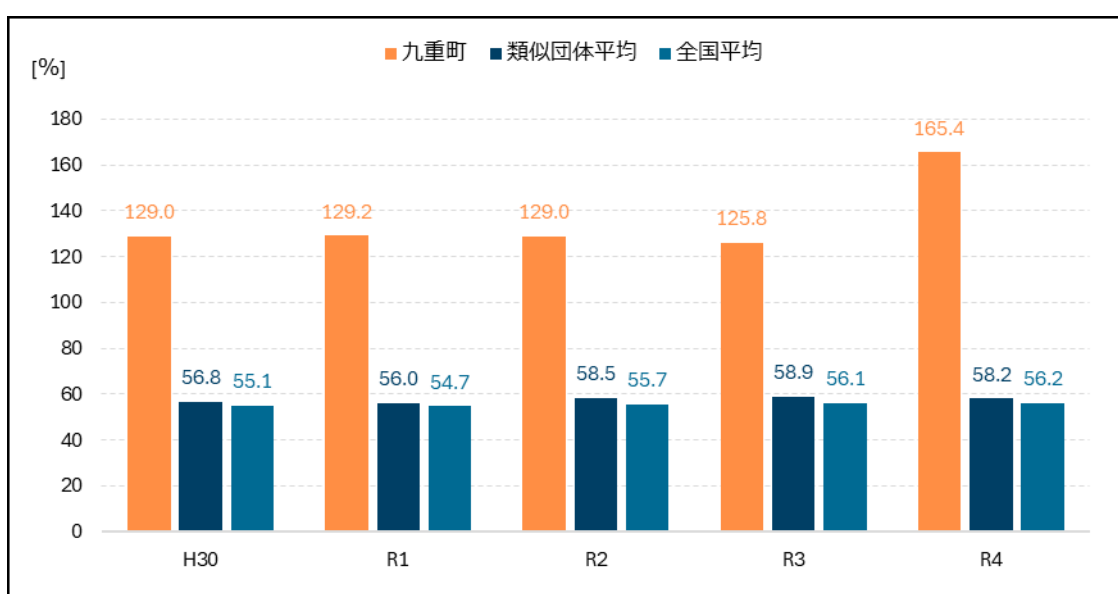


図 2-14 施設利用率の推移

(6) 有収率

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。有収率が低い場合は、漏水やメーター不感等といった要因を特定し、その対策を講じる必要がある。

$$\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

本町の有収率は、類似団体平均及び全国平均と比較において低い水準にあり、また直近の令和4（2022）年度には前年と比較して10%低下し、類似団体平均の半分以下の水準にある。料金回収率及び施設利用率の面から配水量に応じた収益が得られていない点が懸念されており、漏水やメーター不感等といった不具合が原因となっている可能性がある。早急に原因究明を行うことが必要である（図2-15参照）。

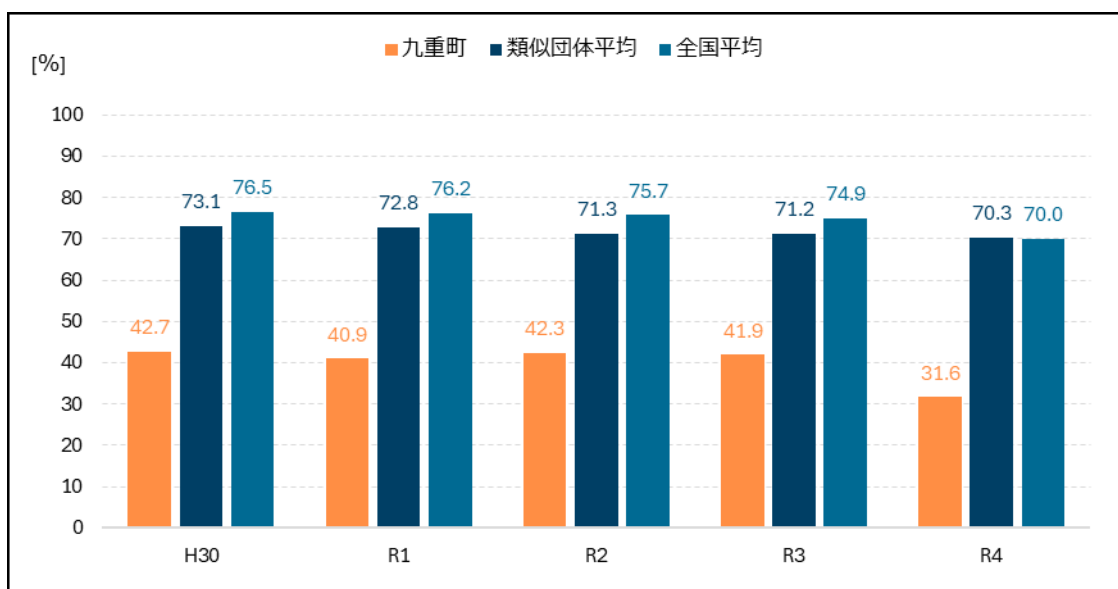


図 2-15 有収率の推移

3.1.2 老朽化の状況

(1) 管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

$$\text{管路更新率} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

本町の管路更新率は、令和元（2019）年度を除き 0%となっており、類似団体平均及び全国平均と比較すると低い水準で推移している（図 2-16 参照）。

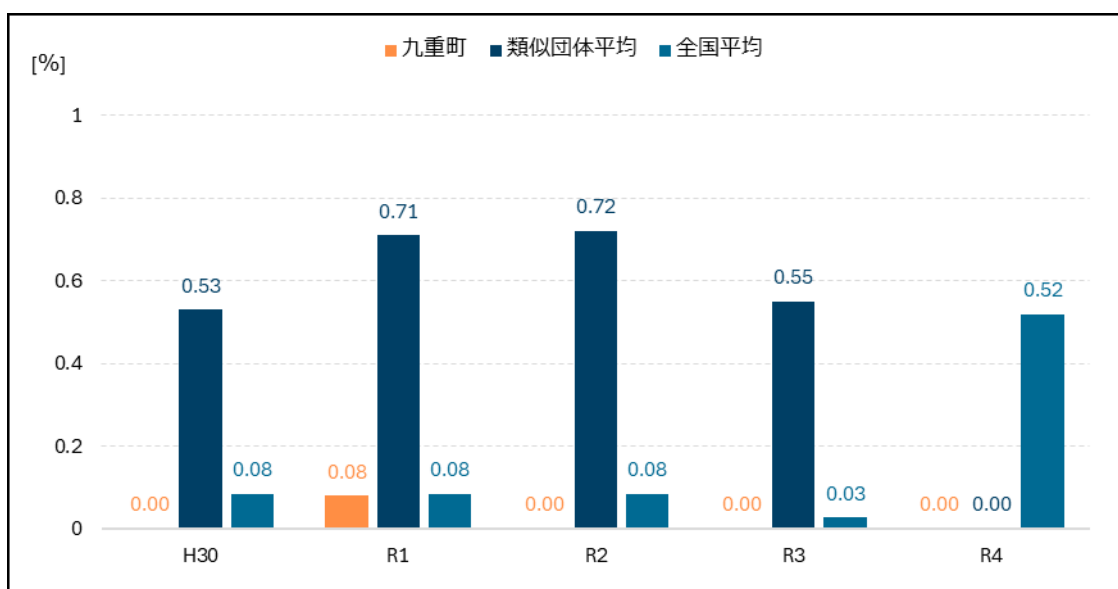


図 2-16 管路更新率の推移

4 現状分析まとめ

本章で示した簡易水道事業の現状を表 2-7 に整理する。

表 2-7 水道事業の現状まとめ

分類	項目	現状
ヒト	職員数	建設課 管理水道グループ 2 名を中心に水道事業の予算・決算、維持管理、水質検査、水道施設の工事計画、使用料及び手数料の徴収業務、水道統計など、多岐にわたる様々な業務を行っている。
モノ	管路更新率	類似団体平均及び全国平均と比較すると低い水準で推移している。
カネ	収益的収支比率	直近の令和 4（2022）年度では 100%を上回っているものの、それ以前の 3 年間は 100%下回っており、総収益で総費用及び地方債償還金を賄えていない状況にあったため、今後も本指標の推移を注視する必要がある。
	企業債残高対給水収益比率	類似団体平均と比較して低い水準にあり、財政面では借り入れが少なく、財政的には安全性が高い傾向にある。
	料金回収率	直近の 4 年間は 100%を下回っており、給水に係る費用が給水収益で賄えていない状況であるため、適正な料金収入の確保や給水に係る費用の削減等の検討が必要である。
	給水原価	類似団体平均との比較では直近でおおよそ 50 円/m ³ 程度低くなっており、低コストかつ効率的に給水ができているといえる。
	施設利用率	100%を超えて推移し、直近の令和 4（2022）年度では前年に比べて 40%近くも上昇している。効率的に運営されている反面、施設への負荷が高まり劣化の促進が懸念される点に加え、不測の事態に対する柔軟性に乏しい点も懸念されることから、実際の施設の稼働状況についての確認と見直しを図る必要がある。
	有収率	類似団体平均及び全国平均と比較において低い水準にあり、また直近の令和 4（2022）年度には前年と比較して 10%低下し、類似団体平均の半分以下の水準にある。漏水やメーター不感等といった不具合が懸念され、原因究明を行うことが必要である。

第3章 将来の事業環境

1 水需要予測

1.1 行政区域内人口の予測

本町では令和 7（2025）年度に策定した「第3期 九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第3期 総合戦略」という。）において、行政区域内人口の予測について以下の3パターンの将来予測を検討した。

- パターン 1：

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の令和 5（2023）年 12 月 22 日公表の将来推計に準拠。

- パターン 2：

国長期ビジョンで示す合計特殊出生率を用い、2.07 で推移すると仮定。

- パターン 3：

総合戦略の取組により人口の社会増減の均衡が図られることを勘案し、シミュレーション 2 の仮定に加え、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計による移動率について、20 歳から 64 歳の層で転入が増え、転出が抑制されることで、社会移動が改善されるものと想定。現在の実勢から、総合戦略の施策で人口減少を抑制した場合。

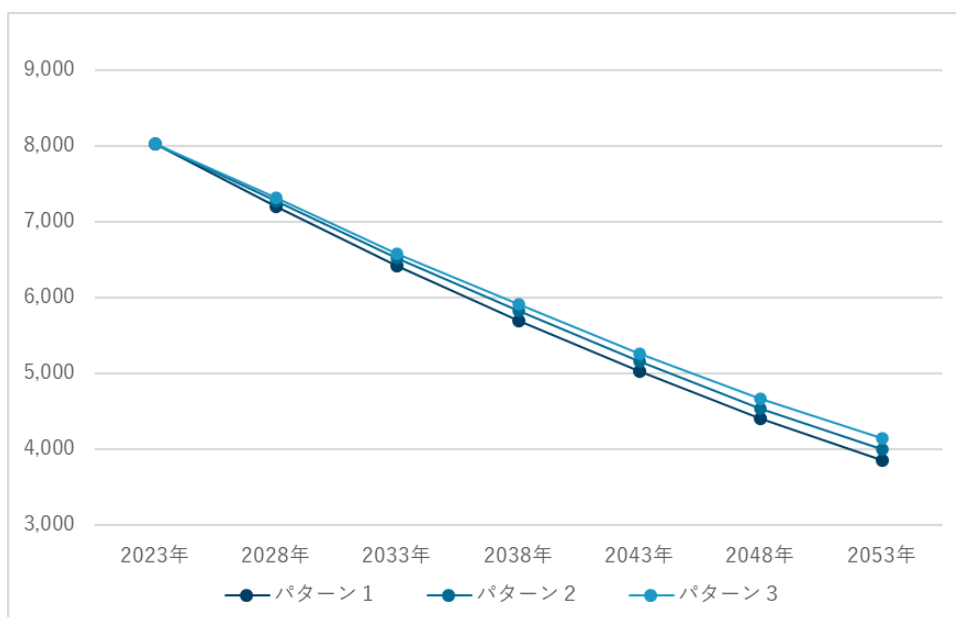


図 3-1 第3期 総合戦略における行政区域内人口の予測

本経営戦略において採用する人口予測については投資財政計画に直接的に影響があるため、最も保守的な数値であるパターン 1（社人研準拠）を基に検討を行うこととした。そのうえで、パターン 1 における令和 5（2023）年度の予測値を実績値に補正した予測を行い、本経営戦略において採用することとした（図 3-2 参照）。

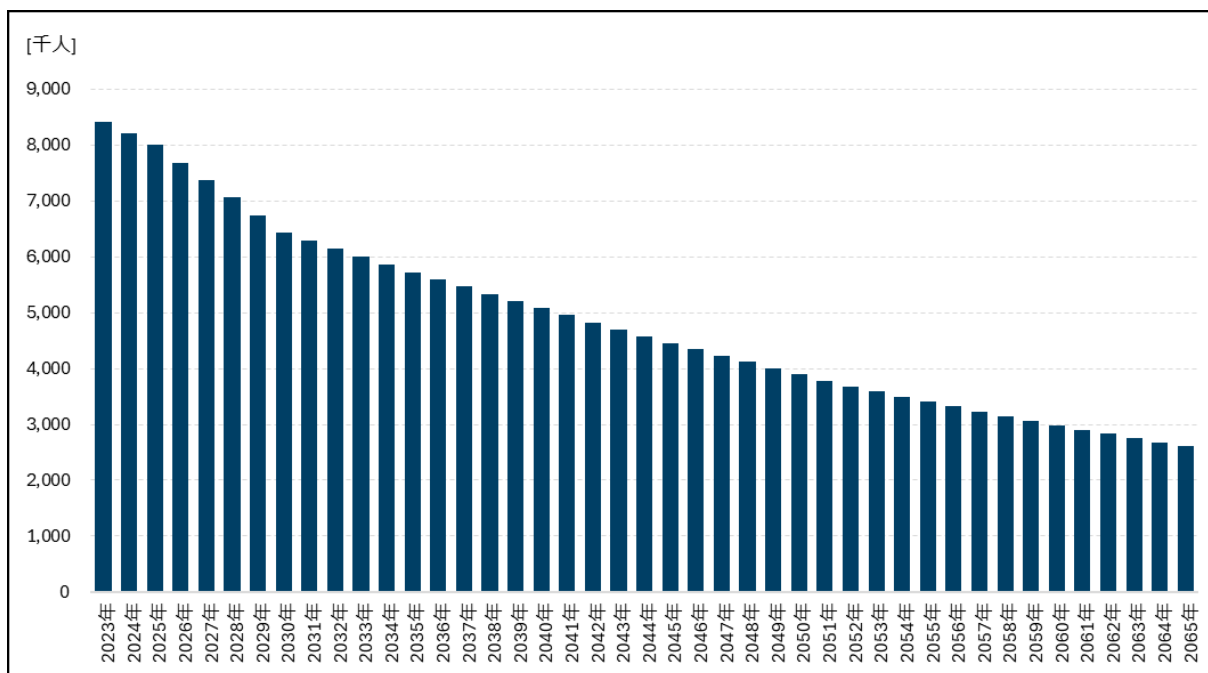


図 3-2 行政区域内人口の予測

1.2 給水人口の予測

給水人口は、行政区域内人口の予測値に令和 6（2024）年度の普及率（給水人口÷行政区域内人口）を乗じる形で予測を実施する（図 3-3 参照）。

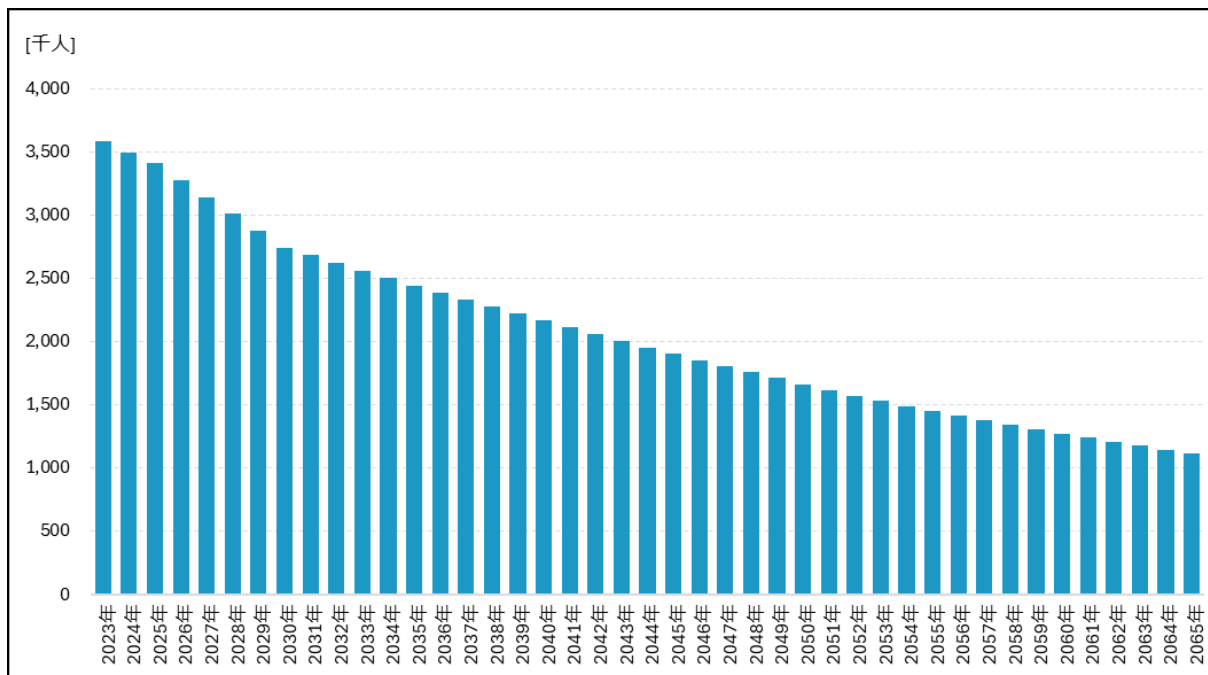


図 3-3 給水人口の予測

1.3 有収水量の予測

有収水量は、生活用とその他用途分に分けて将来値を算出する。生活用は令和 6（2024）年度末時点の有収水量と給水人口の実績値より算定した有収水量原単位（有収水量（ m^3 ） \div 給水人口（人））に将来の給水人口推計値を乗じることで算出し、その他用途分は令和 6（2024）年度末の実績値を一定額見込むこととする（図 3-4 参照）。

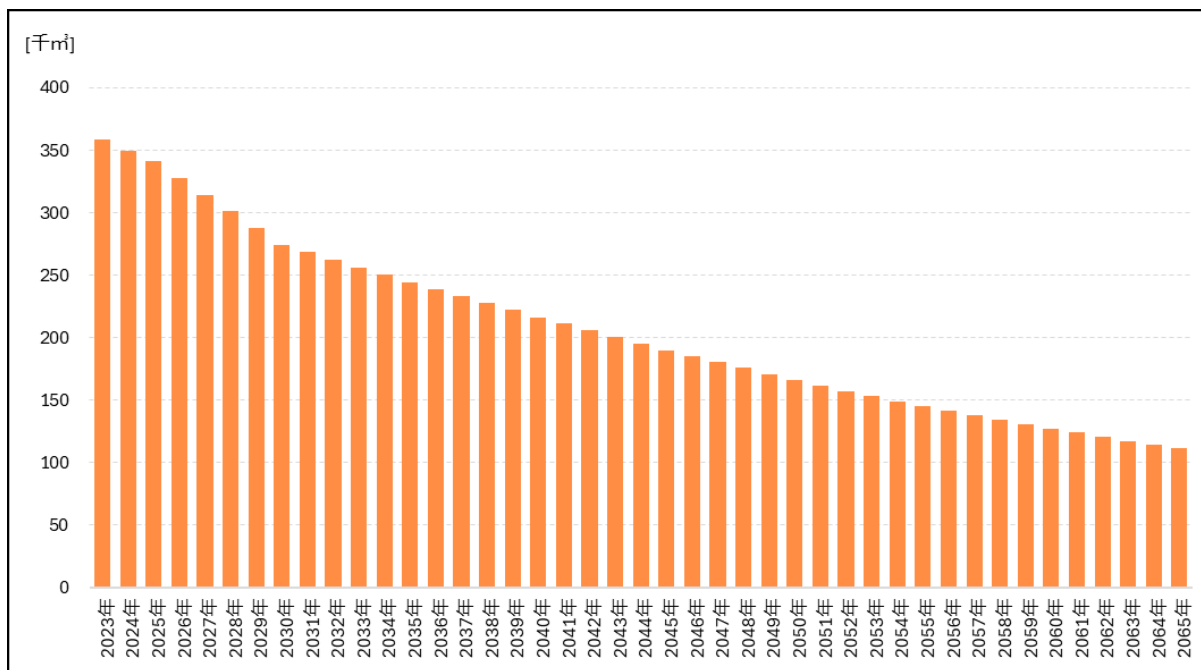


図 3-4 有収水量予測

表 3-1 水需要予測

年度		行政区域内	給水区域内	普及率	給水人口	年間有収水量
		人口	人口	(%)	(人)	(m3/年)
		(人)	(人)			
2023年	R5	8,416	4,621	77.6%	3,585	358,787
2024年	R6	8,211	4,508	77.6%	3,497	350,013
2025年	R7	8,006	4,396	77.6%	3,410	341,317
2026年	R8	7,692	4,223	77.6%	3,276	327,885
2027年	R9	7,378	4,051	77.6%	3,143	314,530
2028年	R10	7,064	3,879	77.6%	3,009	301,176
2029年	R11	6,750	3,706	77.6%	2,875	287,744
2030年	R12	6,437	3,534	77.6%	2,742	274,389
2031年	R13	6,295	3,456	77.6%	2,681	268,333
2032年	R14	6,153	3,378	77.6%	2,621	262,277
2033年	R15	6,011	3,300	77.6%	2,560	256,221
2034年	R16	5,869	3,223	77.6%	2,500	250,242
2035年	R17	5,726	3,144	77.6%	2,439	244,109
2036年	R18	5,597	3,073	77.6%	2,384	238,596
2037年	R19	5,467	3,002	77.6%	2,329	233,083
2038年	R20	5,337	2,930	77.6%	2,273	227,493
2039年	R21	5,207	2,859	77.6%	2,218	221,980
2040年	R22	5,078	2,788	77.6%	2,163	216,468
2041年	R23	4,954	2,720	77.6%	2,110	211,188
2042年	R24	4,830	2,652	77.6%	2,057	205,908
2043年	R25	4,706	2,584	77.6%	2,005	200,629
2044年	R26	4,582	2,516	77.6%	1,952	195,349
2045年	R27	4,460	2,449	77.6%	1,900	190,147
2046年	R28	4,348	2,387	77.6%	1,852	185,333
2047年	R29	4,236	2,326	77.6%	1,805	180,597
2048年	R30	4,124	2,264	77.6%	1,756	175,783
2049年	R31	4,012	2,203	77.6%	1,709	171,047
2050年	R32	3,898	2,141	77.6%	1,661	166,233
2051年	R33	3,784	2,078	77.6%	1,612	161,341
2052年	R34	3,686	2,024	77.6%	1,570	157,149
2053年	R35	3,591	1,972	77.6%	1,530	153,111
2054年	R36	3,498	1,921	77.6%	1,490	149,152
2055年	R37	3,407	1,871	77.6%	1,452	145,269
2056年	R38	3,319	1,822	77.6%	1,414	141,465
2057年	R39	3,232	1,775	77.6%	1,377	137,816
2058年	R40	3,148	1,728	77.6%	1,341	134,167
2059年	R41	3,065	1,683	77.6%	1,306	130,673
2060年	R42	2,984	1,638	77.6%	1,271	127,179
2061年	R43	2,906	1,596	77.6%	1,238	123,918
2062年	R44	2,829	1,553	77.6%	1,205	120,579
2063年	R45	2,754	1,512	77.6%	1,173	117,396
2064年	R46	2,681	1,472	77.6%	1,142	114,290
2065年	R47	2,609	1,433	77.6%	1,112	111,262

2 施設の見通し

施設の更新を行わない場合の健全度¹を図3-5に示す。更新を行わない場合、令和8（2026）年度時点において健全資産が85.4%、経年化資産が8.6%、老朽化資産が6.0%のところ、40年後の令和47（2065）年度は健全資産が6.1%、経年化資産が18.0%、老朽化資産が75.9%となる見込みである。

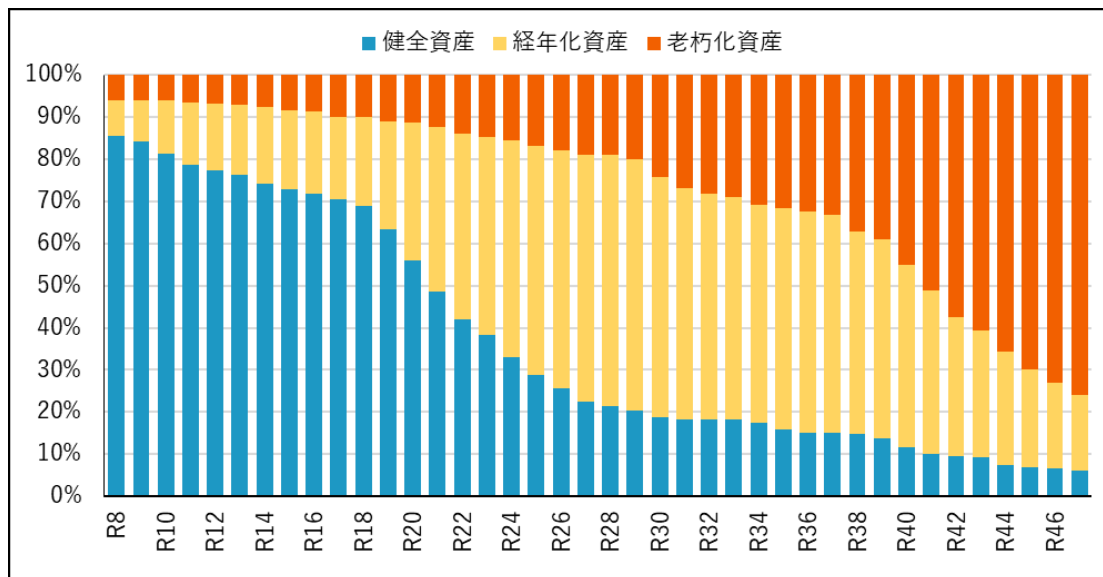


図 3-5 更新しない場合の健全度（全体）

¹健全度 「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」で示される区分を用いる。健全資産は経過年数が法定耐用年数以内の資産、経年化資産は経過年数が法定耐用年数の1.0を超えて1.5倍以内の資産、老朽化資産は経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産。

また、施設を法定耐用年数²で更新した場合の更新需要を図3-6に示す。法定耐用年数で更新した場合、法定耐用年数を既に超過している資産の更新が重なり令和8（2026）年度に約9億円の更新が必要になる。令和47（2065）年度までの40年間では約78億円（税抜、年平均2.0億円）が発生する見込みである。

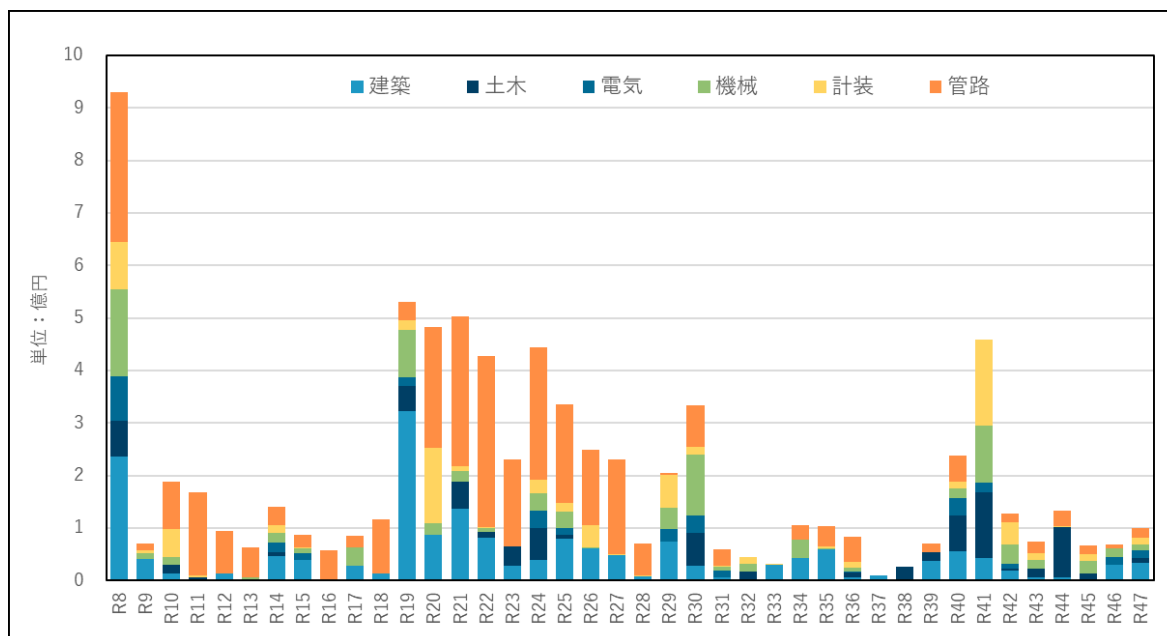


図3-6 法定耐用年数で更新した場合の更新需要

² 本検討では資産を工種別に分類し、代表的な法定耐用年数（建築：50年、土木：60年、機械・電気：15年、計装：10年、管路：40年）での更新の検討を実施した。

3 組織の見直し

第2章で述べた通り、本町の簡易水道事業は、建設課管理水道グループの2名を中心に簡易水道事業の予算・決算、維持管理、水質検査、水道施設の工事計画、使用料及び手数料の徴収業務、水道統計など、多岐にわたる様々な業務を行っている。業務量を考慮するとこれ以上の人員削減は難しいため、今後10年間は現行の人員を確保する見込みとする。

4 財政収支の見直し

現在の料金水準を維持した場合の将来の財政状況を見通すため、収益的収支及び資本的収支の各項目の将来値算出条件を設定する。

4.1 収益的収支

(1) 収益的収入

1) 給水収益

将来の給水収益は、供給単価に有収水量を乗じて算出する。なお、供給単価は令和6(2024)年度の実績値(210.07円/m³)を採用する。

2) 一般会計繰入金(収益勘定)

将来の一般会計繰入金(収益勘定)は、総務省通知「令和6年度の地方公営企業繰出金について(令和7年4月1日)」に基づき、簡易水道の建設改良に要する経費を基準内繰入として見込む。加えて、過年度の災害復旧に要した借入に対する利息分などを本町独自基準の繰入金として見込む。それ以外の基準外繰入金は地方公営企業法で定める独立採算制の原則に基づき計上しない。

3) 長期前受金戻入

将来の長期前受金戻入は、既往分(令和6(2024)年度までに取得した資産分)に、新規分(令和7(2025)年度以降に取得する資産分)を加算する。

既往分の長期前受金戻入は予定額を計上する。新規分の長期前受金戻入は、令和7(2025)年度以降に取得予定の資産の財源として見込む国庫補助金分を収益化することで算出する。

保守的に将来を見通すため、収益化は管路の法定耐用年数である40年で収益化する。

また、これに加え、地方公営企業法施行規則第21条3項に定められているように、「建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金」についても長期前受金戻入として加算する。

4) その他収入

将来のその他収入について、今後も見込まれることが想定される項目は令和6(2024)年度決算値を基に将来値を算出する。

(2) 収益的支出

1) 減価償却費

将来の減価償却費は、既往分（令和 6（2024）年度までに取得した資産分）に、新規分（令和 7（2025）年度以降に取得する資産分）を加算する。

既往分の減価償却費は予定額を計上する。新規分の減価償却費は、令和 7（2025）年度以降に取得予定の資産の取得価格を定額法に基づき償却する。償却条件は長期前受金戻入と同様とする。

2) 維持管理費

将来の維持管理費は、令和 6（2024）年度決算値に基づき算出する。なお、物価上昇を見込むべき費用及び人件費はそれぞれ上昇率を考慮する。上昇率は、表 3-2 に示すとおり、令和 2～令和 6（2020～2024）年度の 5 年間の平均値を採用する。

表 3-2 物価上昇率及び賃金上昇率

年度	項目	消費者物価指数	賃金上昇率
		前年度比(%)	(%)
2020年	令和2年	△ 0.2	△ 0.3
2021年	令和3年	0.1	△ 0.9
2022年	令和4年	3.2	0.8
2023年	令和5年	3.0	1.6
2024年	令和6年	3.2	3.4
5年平均		1.86	0.92

消費者物価指数：総務省統計局 時系列データ（消費者物価指数・全国中分類指数・総合）

賃金上昇率：人事院 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（令和 6 年 8 月）

3) 企業債利息

将来の企業債利息は、既往分（令和 6（2024）年度までに借り入れた企業債分）と新規分（令和 7（2025）年度以降に借り入れる企業債分）に分けて算出する。既往分の企業債利息は予定額を計上する。新規分の企業債は表 3-3 に示す条件で借り入れることを想定し、企業債利息を算出する。なお、利率については地方公共団体金融機構における、令和 7 年 5 月 21 日時点の貸付金利を採用した。

表 3-3 企業債償還条件

項目	条件
償還方法	元利均等
償還期間	30 年
据置期間	5 年
利率	2.2%

4.2 資本的収支

(1) 資本的収入

1) 建設財源

建設財源は国庫補助金、企業債及び自己財源とする。国庫補助金は建設改良費の 1/3 を計上する。企業債は、建設改良費から補助金を除いた額の 89%（令和 6（2024）年度決算値）を起債する。

2) 一般会計繰入金（資本勘定）

将来の一般会計繰入金（資本勘定）は、収益的収入と同様に総務省通知「令和 6 年度の地方公営企業繰出金について（令和 7 年 4 月 1 日）」に基づき、簡易水道の建設改良に要する経費を基準内繰入として見込む。加えて、過年度の災害復旧に要した借入に対する償還元金分などを本町独自基準の繰入金として見込む。それ以外の基準外繰入金は地方公営企業法で定める独立採算制の原則に基づき計上しない。

(2) 資本的支出

1) 建設改良費

将来の建設改良費は、「2施設の見通し」で算出した更新需要を踏まえ、法定耐用年数より実使用年数に近い、耐用年数の1.5倍を更新基準年数として更新した場合の更新需要を、5年間で平準化したものを見込むこととする。これに加え、令和9(2027)年度より管路耐震化工事の実施を想定し費用を見込むものとする(図3-7参照)。

この結果、施設更新のピークは後ろ倒しになり、また費用も圧縮され約74億円(税抜、年平均1.8億円)となる。

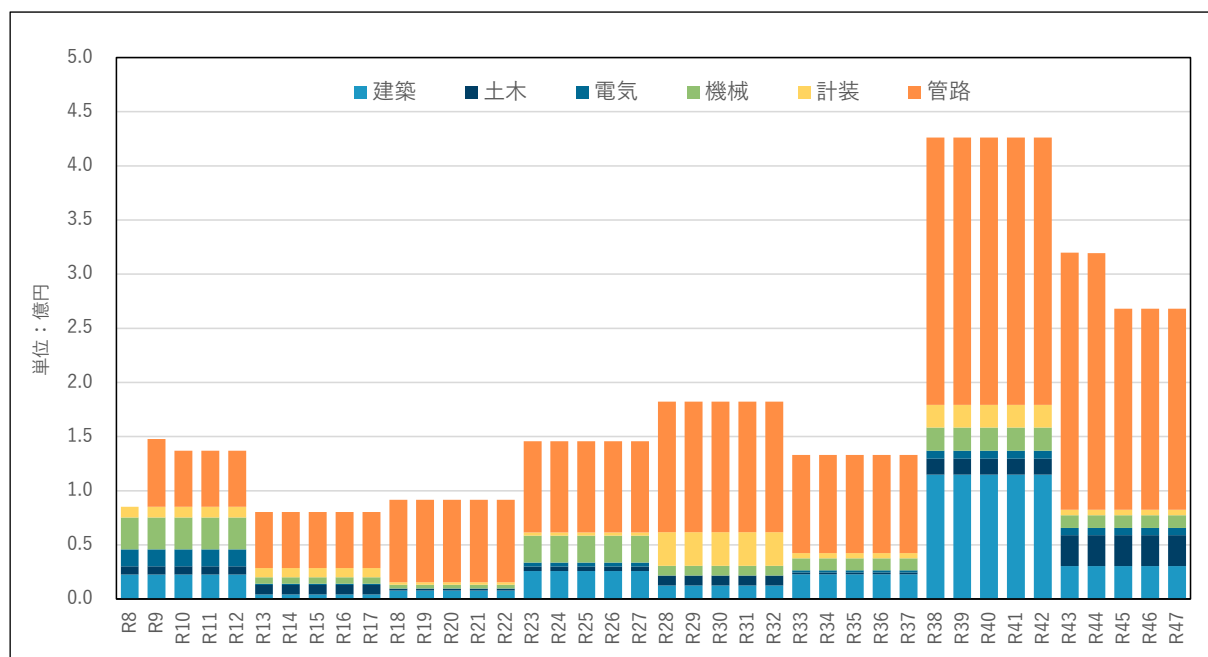


図 3-7 建設改良費の見通し

2) 企業債償還金

将来の企業債償還金は、企業債利息と同様の条件で算出する。

4.3 財政収支見通しの算出結果

前項で定めた将来値算出条件を適用し、料金を据え置いた場合の将来見直しを確認する。現状維持シナリオの結果を図 3-8～図 3-12 に示す。

料金を据え置いた場合、令和 10（2028）年度以降、損益赤字で推移し、令和 24（2042）年度以降には資金残高もマイナスとなり事業継続が困難な状態となる見込みである。

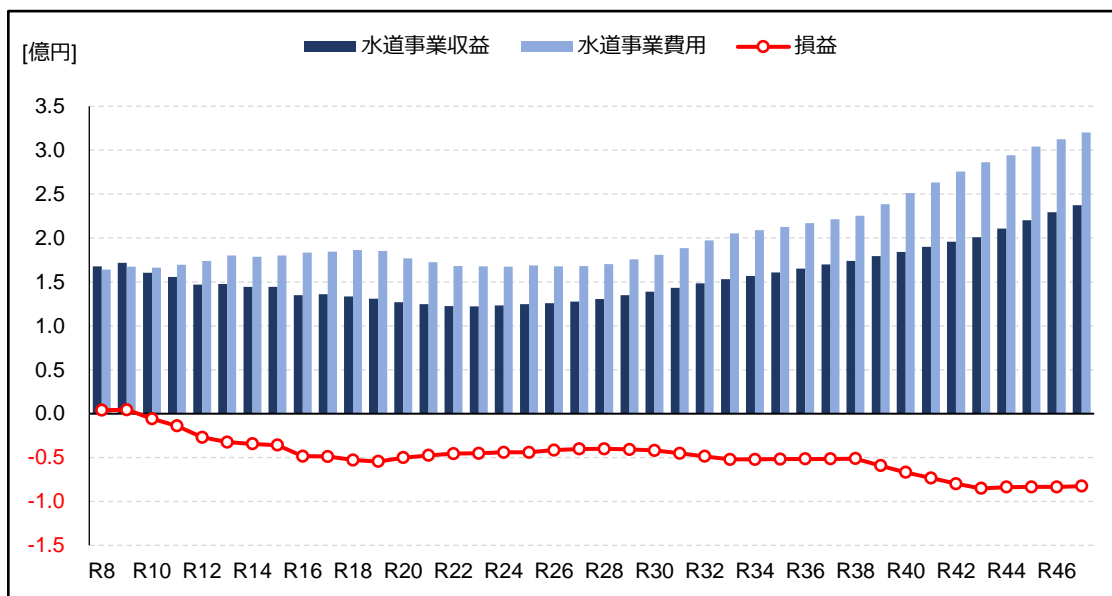


図 3-8 収益的収支（現状維持シナリオ）

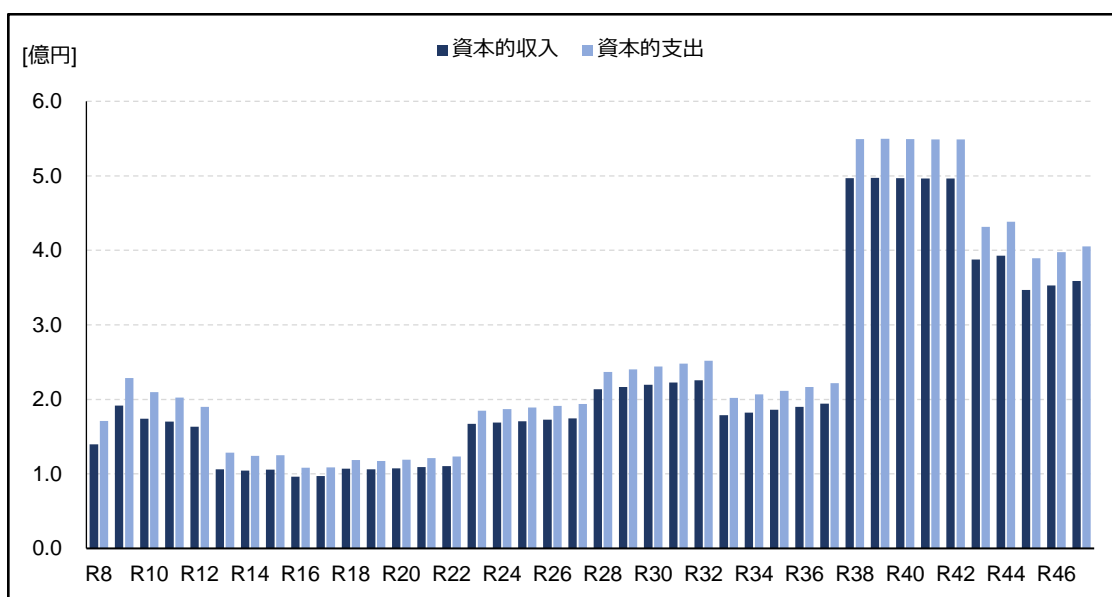


図 3-9 資本的収支（現状維持シナリオ）

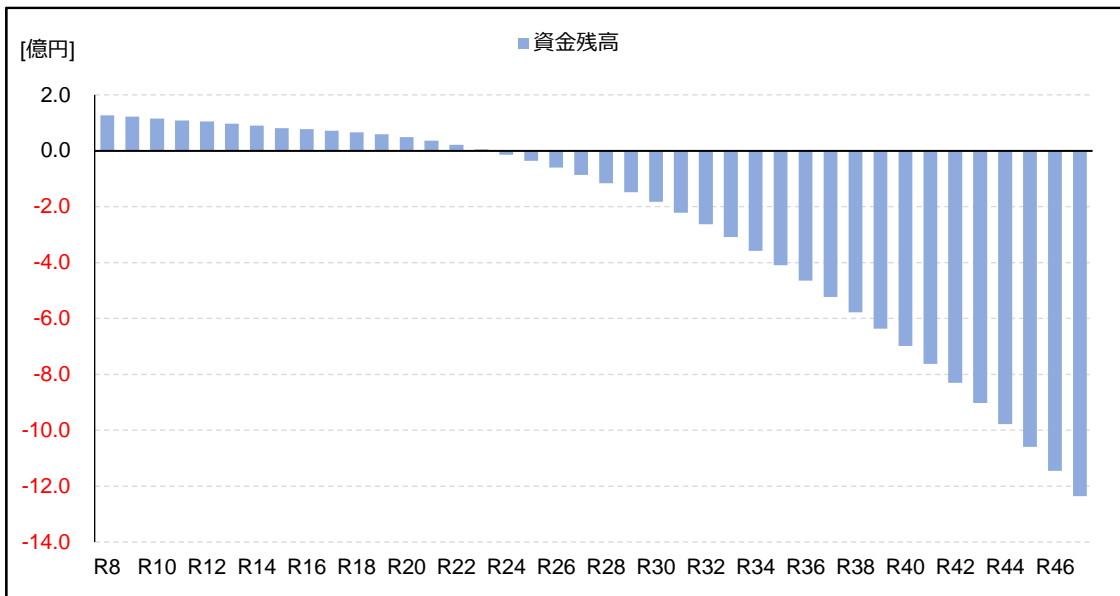


図 3-10 資金残高 (現状維持シナリオ)

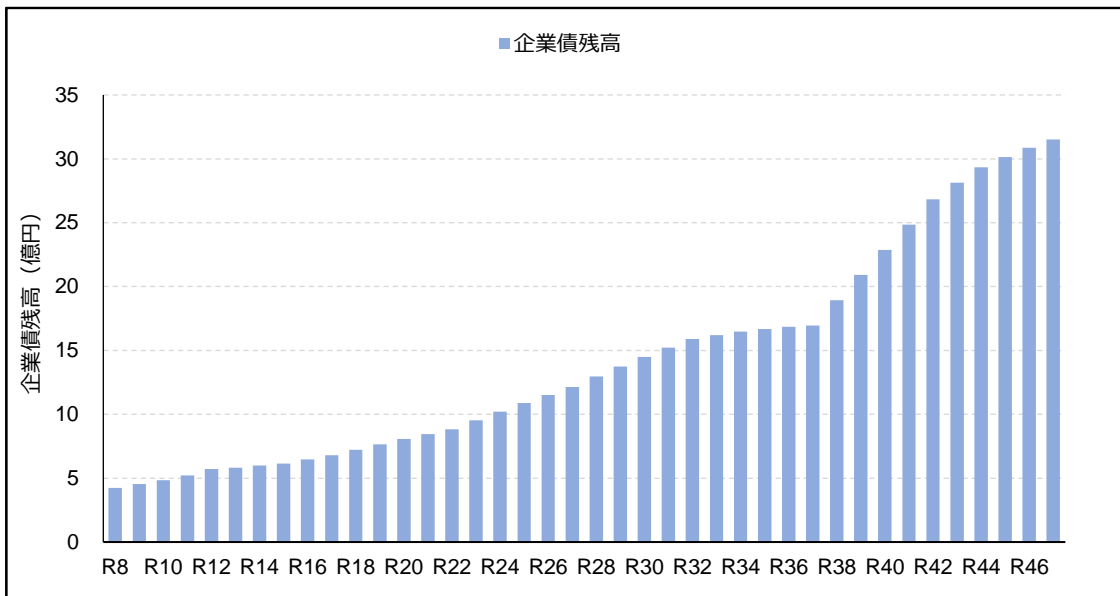


図 3-11 企業債残高 (現状維持シナリオ)

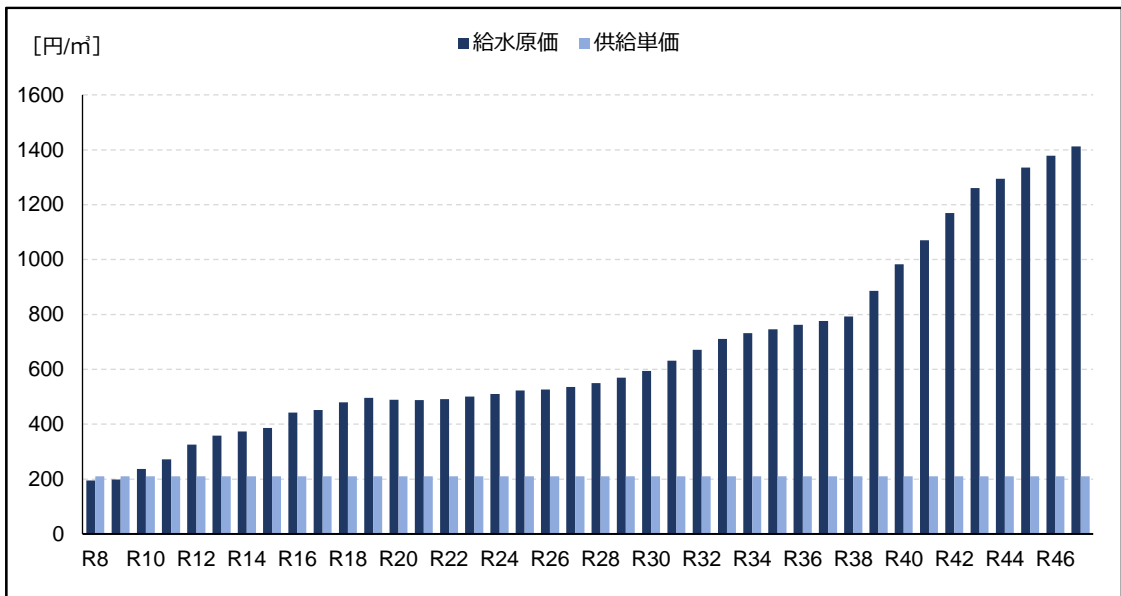


図 3-12 供給単価・給水原価（現状維持シナリオ）

5 まとめ

本章で示した本町の簡易水道事業の将来の事業環境の見通しを表 3-4 に整理する。

表 3-4 将来の事業環境まとめ

分類	項目	将来の事業環境
ヒト	職員数	業務量を考慮するとこれ以上の人員削減は難しいため、今後 10 年間は現行の人員を確保する見込みである。
モノ	施設の見通し（健全度）	更新を行わない場合、令和 8（2026）年度は健全資産が 85.4%、経年化資産が 8.6%、老朽化資産が 6.0%であるが、40 年後の令和 47（2065）年度は健全資産が 6.1%、経年化資産が 18.0%、老朽化資産が 75.9%となる見込みである。
	施設の見通し（更新需要）	法定耐用年数で更新した場合、法定耐用年数を既に超過している資産の更新が重なり令和 8（2026）年度に約 9 億円の更新が必要になるため、耐用年数の 1.5 倍を更新基準年数として更新した場合の更新需要を 5 年間で平準化したものを見込むことで施設更新のピークは後ろ倒しになり、また費用も圧縮され約 74 億円（税抜、年平均 1.8 億円）となる見込みである。
カネ	損益	料金水準を現行通りとした場合、令和 10（2028）年度以降、損益赤字となる見込みである。
	資金残高	料金水準を現行通りとした場合、令和 24（2042）年度以降、資金残高がマイナスとなり事業継続が困難な状態となる見込みである。

第4章 経営課題と経営改善に向けた取り組み

第4章 経営課題と経営改善に向けた取り組み

1 経営課題の整理

将来の経営の基本方針を策定するため、「第2章 事業の概要」及び「第3章 将来の事業環境」で抽出した経営課題を表4-1に整理する。

表 4-1 経営課題

分類	経営課題
ヒト	<ul style="list-style-type: none">■ 業務量を考慮するとこれ以上の人員削減は難しいため、現行の人員を確保する必要がある。
モノ	<ul style="list-style-type: none">■ 施設を更新しない場合、経過年数が法定耐用年数を超える資産が見込まれるため、計画的な施設の更新が必要である。■ 耐用年数を超えた資産が増加しているため計画的な更新が必要な状況である。40年間では約74億円（年平均1.8億円）が発生する見込みであるため、更新財源確保の観点で投資・財政計画を検討する必要がある。
カネ	<ul style="list-style-type: none">■ 現状において収益的収支比率が100%を下回っている状態であり、今後も現行の料金水準で経営を続けた場合は損益赤字が見込まれるため、収支の改善が必要である。■ 料金回収率が100%を下回っている状態であるため、料金の適正化の検討が必要である。■ 料金水準を現行通りとした場合は令和24（2042）年度以降に資金残高がマイナスとなるため、資金確保策の検討が必要である。

2 経営改善に向けた取り組み

本項では、「1 経営課題の整理」を踏まえ、計画期間内における経営改善に向けた取り組みを検討する。

表 4-2 経営改善に向けた取り組み

分類	経営課題	経営改善に向けた取り組み
ヒ ト	業務量を考慮するとこれ以上の人員削減は難しいため、現行の人員を確保する必要がある。	現行の人員が確保できるよう、引き続き総務課との調整を行う。
モ ノ	既に経過年数が法定耐用年数を超える資産が存在する。	更新計画を策定し、優先順位付けを行うとともに計画的な更新を実施する。
カ ネ	料金回収率が100%未満であるため、現行使用料の水準について検討する必要がある。	現行料金の設定が適正かどうかについて評価し、料金改定の必要性について検討を行う。
	料金水準を現行通りとした場合は令和24(2042)年度以降に資金残高がマイナスとなる見込みである。	財政状態についての達成すべき目標値を設定し、必要に応じて投資の見直し・料金改定の検討を行う。

第5章 投資・財政計画

1 投資・財政計画策定の概要

「第3章将来の事業環境」の財政収支見通しにおける現状維持シナリオでは、事業の継続が難しいことが確認できた。

本項では、財政的な健全性を確保した形で経営を行うために達成すべき数値目標を設定し、計画期間内（令和8～47（2026～2065）年度）の収支見通しである「投資・財政計画」を、「投資試算」をはじめとする支出と、「財源試算」により示される収入が均衡した形で策定する。

2 投資・財源試算（財政シミュレーション）

2.1 投資・財源試算の目標

本検討における投資・財源試算の数値目標を以下のとおり設定する。

(1) 『損益黒字』

損益黒字を目標とする。今後人口が減少し収入が減っていく一方で、老朽化した資産については確実に更新を実施していく必要がある。事業を安定的に継続するため、最低限単年度で損益黒字を維持することを目標とする。

(2) 『給水収益の1年以上の資金残高水準を確保』

自然災害、感染症の拡大などの経営上の不確実なリスクに対し、一定期間料金収入がなかったとしてもサービスを継続できる水準として、料金収入の1年以上の資金残高水準の確保を目指す。

2.2 財源確保シナリオの検討（財源確保ケース①）

2.2.1 基本条件

前項で定めた経営の目標値を達成する財源確保ケースを試算する。

独立採算の原則に基づき、損益赤字は料金改定を実施することで改善を図る。料金改定は令和9（2027）年度以降に実施することとし、1%刻みで検討する。改定後、最低5年間（改定年度含む）は改定しないこととする（公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」（令和7（2025）年）2月）では、『料金算定期間は、算定時からおおむね3年から5年を基準とする』とされている）。

なお、こうした試算においては料金改定の水準を軽減するため投資費用の圧縮を検討する場合もあるものの、本町では既に更新基準年数を設定し更新を先送りとした計画を採用しており、これ以上の先送りは水道事業の持続可能性上のリスクとなるため、本シナリオ検討において投資費用の圧縮は検討しないものとする（他方、継続的な施設の最適化検討は継続して行い随時見直しを行うことは前提とする）。

基本条件を整理したものが表5-1である。

表 5-1 財源確保ケース①の基本条件

	財源確保ケース①
投資・財源試算の目標	<ul style="list-style-type: none">・ 損益黒字を維持する。・ 給水収益の1年分以上の資金残高水準を確保する。
料金改定方針	<ul style="list-style-type: none">・ 損益赤字は料金改定を実施することで改善を図る。・ 料金改定率は1%刻みで検討する。・ 料金改定後、最低5年間（改定年度含む）は改定しない。
企業債借入方針	<ul style="list-style-type: none">・ 資金残高が目標を下回る場合、起債し目標水準を確保する。
基準外繰入金	<ul style="list-style-type: none">・ 独立採算の原則に基づき基準外の繰入は行わない。

2.2.2 財源確保ケース①の試算結果

前項の基本条件を基に試算した結果を以下に示す。

損益黒字を維持するために料金改定を行うことで令和 10（2028）年度に 57.0%の改定が必要となる。以降収益の減少分と費用の増加分を賄うため概ね 5 年おきに料金改定が必要となる。令和 45（2063）年度には現在の供給単価（210.07 円/m³）の 4 倍の水準（848.25 円/m³）が必要となる（表 5-2 及び図 5-1～図 5-5）。

表 5-2 料金改定年度と改定率（財源確保ケース①）

料金改定年度	2028	2033	2043	2048	2053	2058	2063
	R10	R15	R25	R30	R35	R40	R45
料金改定率	57.0%	27.0%	6.0%	23.0%	16.0%	30.0%	3.0%
改定後供給単価（円/m ³ ） （参考：改定前 210.07円/m ³ ）	329.81	418.86	443.99	546.11	633.49	823.54	848.25

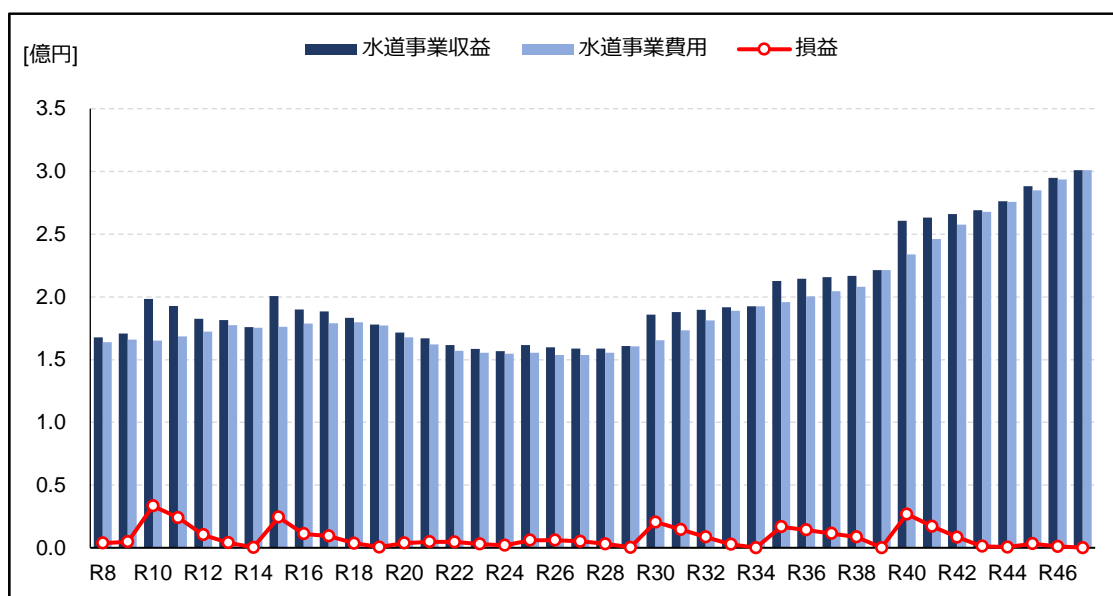


図 5-1 収益的収支の推移（財源確保ケース①）

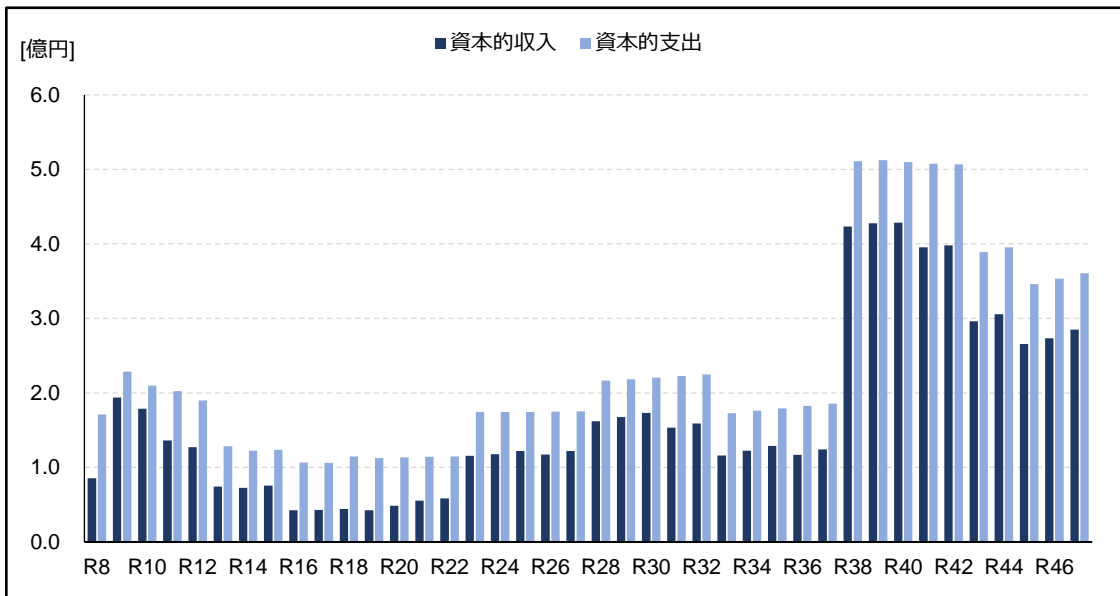


図 5-2 資本的収支の推移 (財源確保ケース①)

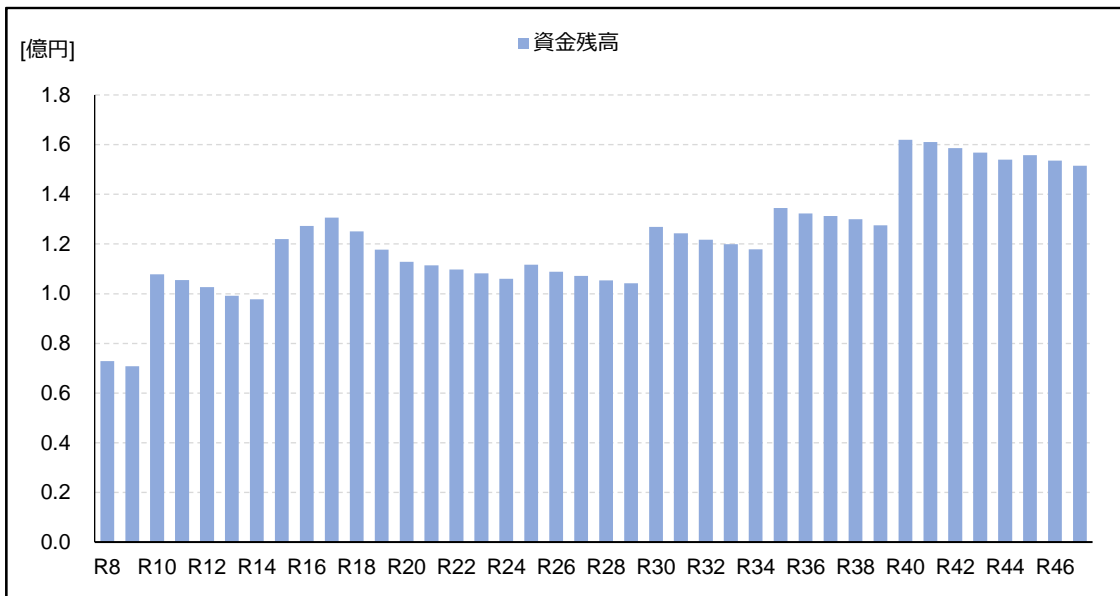


図 5-3 資金残高の推移 (財源確保ケース①)

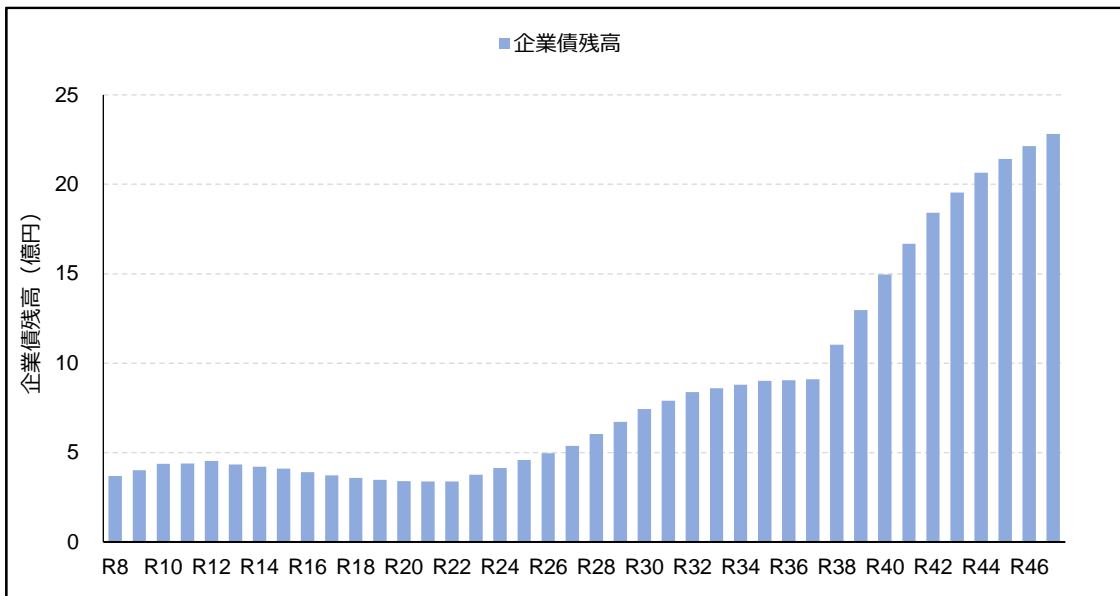


図 5-4 企業債残高の推移 (財源確保ケース①)

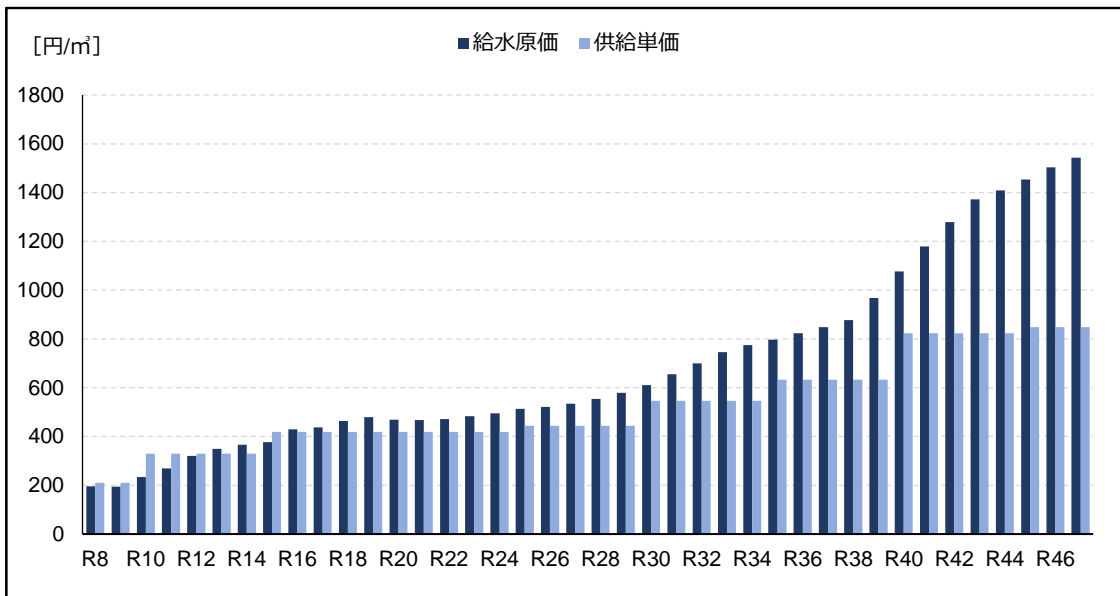


図 5-5 給水原価・供給単価の推移 (財源確保ケース①)

2.3 財源確保シナリオの検討（財源確保ケース②）

2.3.1 基本条件

財源確保ケース①の試算によって経営の目標値を達成するケース検討ができた。一方で、本町は平成5（1993）年度以降30年以上消費税改定以外の料金改定を行っていなかったこともあり、令和10（2028）年度において大幅な改定（57.0%）が必要となる。急激な住民負担の増加は地方公営企業法第三条（経営の基本原則）において定められている「企業の経済性の発揮」のみならず「公共の福祉の増進」も旨とする地方公営企業において問題が生じると考えられるので、この点も考慮したケース（財源確保ケース②）の検討を追加で行う。

財源確保ケース②では、目標とする投資・財源試算の目標は変えずに激変緩和措置として料金改定方針の一部変更を行う。初回の料金改定年度は財源確保ケース①と同様令和10（2028）年度とするものの改定率を14%とし、以降1年ごとに14%ずつ令和14（2032）年度までの5年間にわたって段階的に値上げし財源確保ケース①と同様の水準まで引き上げることとする。なお、令和15（2033）年度以降は財源確保ケース①同様改定後、最低5年間（改定年度含む）は改定しないこととする。

基本条件を整理したものが表5-3である（赤字部分が財源確保ケース①からの変更項目）。

表 5-3 財源確保ケース②の基本条件

	財源確保ケース②
投資・財源試算の目標	<ul style="list-style-type: none">・ 損益黒字を維持する。・ 給水収益の1年以上の資金残高水準を確保する。
料金改定方針	<ul style="list-style-type: none">・ 損益赤字は料金改定を実施することで改善を図る。・ 料金改定率は1%刻みで検討する。・ 初回の料金改定を令和10（2028）年度、改定率を14%とし、以降1年ごとに14%ずつ令和14（2032）年度までの5年間にわたって段階的に値上げする。・ 令和15（2033）年度以降は料金改定後、最低5年間（改定年度含む）は改定しない。
企業債借入方針	<ul style="list-style-type: none">・ 資金残高が目標を下回る場合、起債し目標水準を確保する。
基準外繰入金	<ul style="list-style-type: none">・ 独立採算の原則に基づき基準外の繰入は行わない。

2.3.2 財源確保ケース②の試算結果

前項の修正した基本条件を基に試算した結果を以下に示す。

令和 10（2028）年度以降 5 年間にわたり 14.0%の料金改定を実施する。これにより財源確保ケース①と同様黒字維持での事業運営が可能になる。以降は財源確保ケース①とほぼ同様 5 年おきに改定を行うこととなる。令和 45（2063）年度にはほぼ現在の供給単価（210.07 円/m³）の 4 倍の水準（842.95 円/m³）となる（表 5-4 及び図 5-6～図 5-10 参照）。

表 5-4 料金改定年度と改定率（財源確保ケース②）

料金改定年度	2028	2029	2030	2031	2032	2037	2043	2048	2053	2058	2063
	R10	R11	R12	R13	R14	R19	R25	R30	R35	R40	R45
料金改定率	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	2.0%	7.0%	22.0%	16.0%	31.0%	3.0%
改定後供給単価（円/m ³ ） （参考：改定前 210.07円/m ³ ）	239.48	273.01	311.23	354.80	404.47	412.56	441.44	538.56	624.73	818.40	842.95

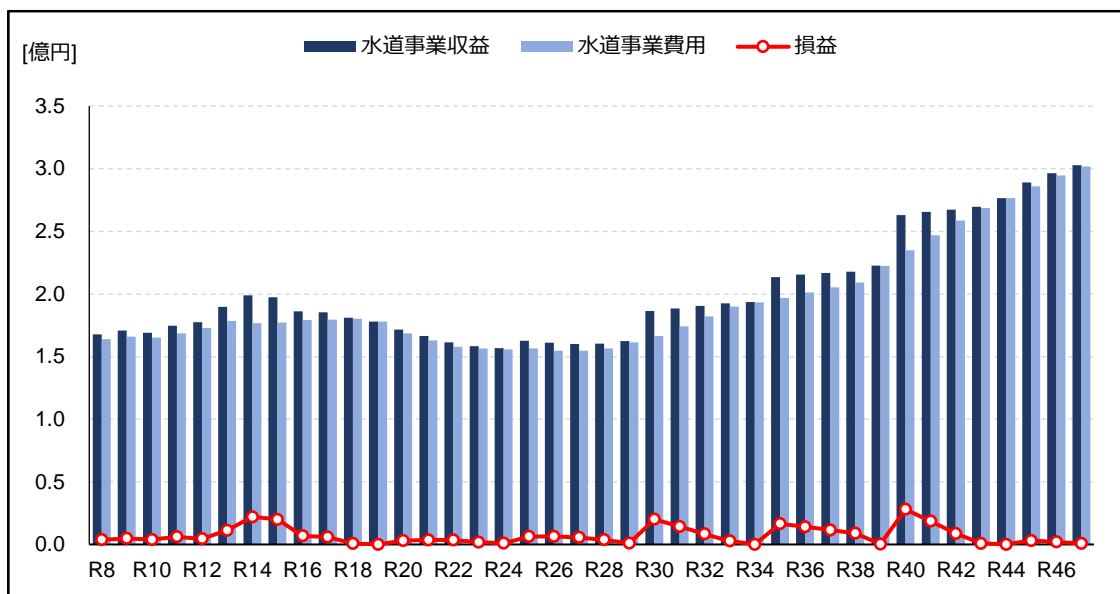


図 5-6 収益的収支の推移（財源確保ケース②）

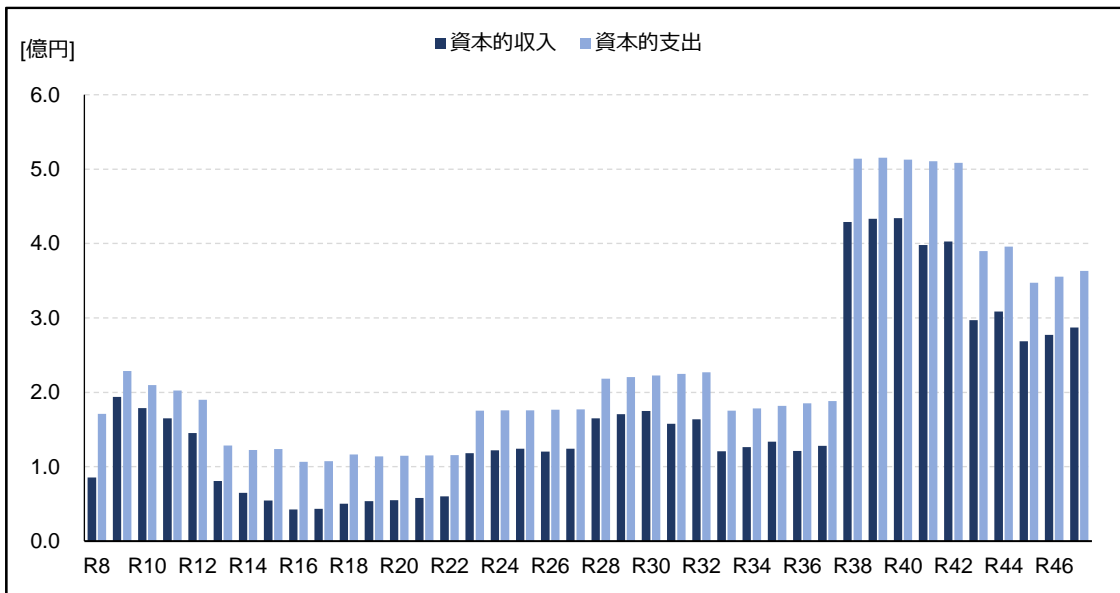


図 5-7 資本的収支の推移 (財源確保ケース②)

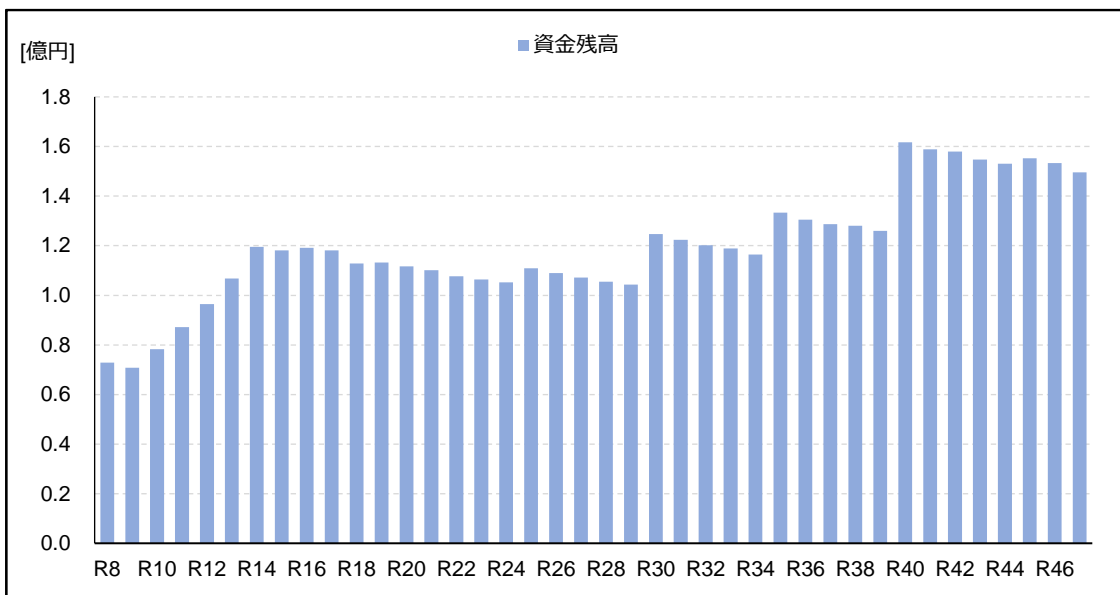


図 5-8 資金残高の推移 (財源確保ケース②)

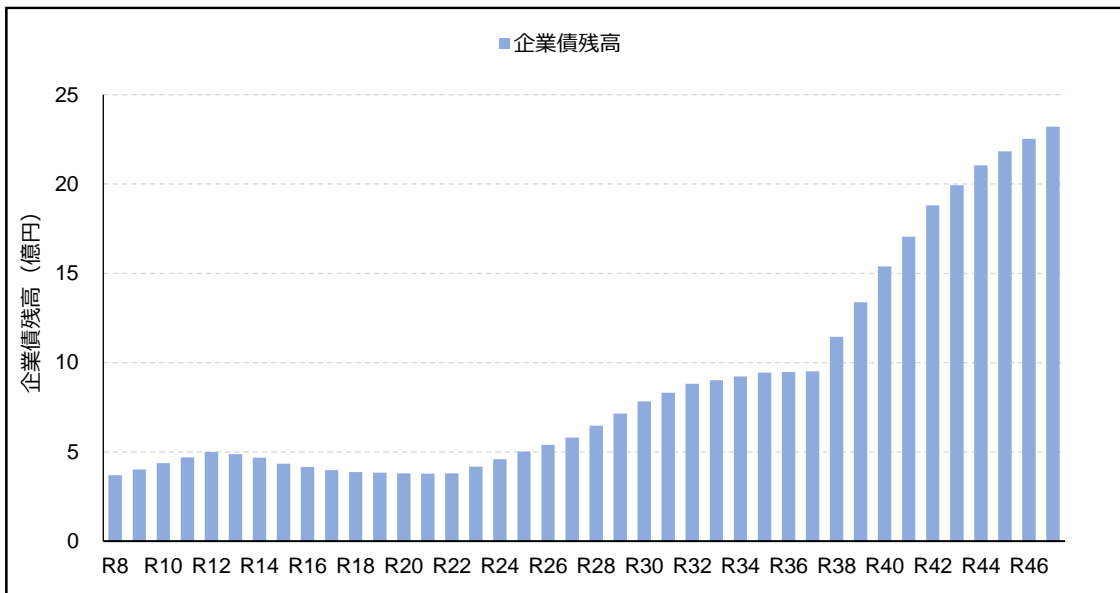


図 5-9 企業債残高の推移 (財源確保ケース②)

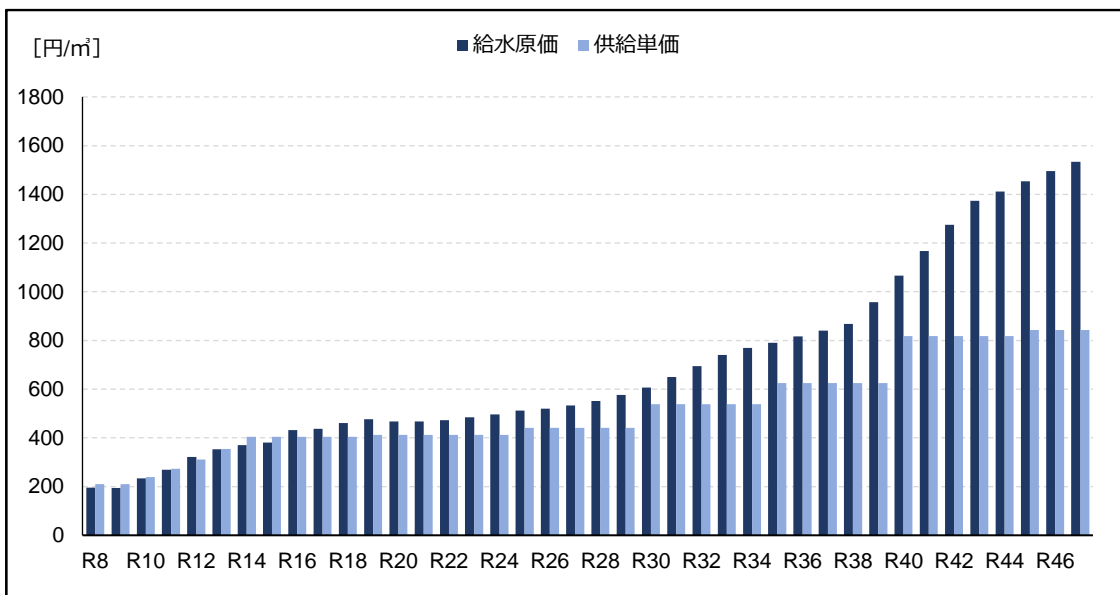


図 5-10 給水原価・供給単価の推移 (財源確保ケース②)

2.4 採用シナリオの決定

ここまでの検討を整理し採用シナリオを検討する。

現状維持シナリオでは事業が成り立たなくなることを確認し、財源確保ケース①で料金改定により財源を確保するシナリオ検討を行ったものの、直近での大幅な値上げとなるため、住民負担の激変緩和措置として財源確保ケース②で段階値上げの検討を行った。

財源確保ケース②であっても結果的に現状と比較して住民にとって大きな負担増となる。一方で現在の本町の置かれている状況は水道事業のみならず極めて厳しい環境にあり、問題を先送りにしてもより深刻化してしまうため、本経営戦略においては財源確保ケース②を採用シナリオとし、令和 10（2028）年度からの段階的な料金改定を目指し取り組んでいくこととする。

第6章 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討 予定の取組

1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況

1.1 広域化

令和 4（2022）年度に県が策定した「大分県水道広域化推進プラン」の中で本町は日田市、玖珠町とともに西部ブロックに位置付けられ、多様な連携方策について検討を行っている。この中で、ハード面の連携は現実的ではないことが確認されており、今後は主にソフト面の連携方策に取り組んでいく。ソフト面の検討は次亜の共同調達、保守点検業務の共同委託、運転監視業務の共同委託、漏水対応の共同委託、台帳システムの共同調達、窓口業務の共同委託等の検討を進めており、順次取組可否・取組時期を判断し具体的な取り組みに繋げていく。

1.2 民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI 等の導入等）

本町では、持続可能な水道事業の実現のため、令和 6（2024）年度に簡易水道事業の経営課題を整理し、民間企業との対話を通じ最適な官民連携方法を検討するウォーターPPP 導入可能性調査を実施している。続く令和 7（2025）年度には調査結果を踏まえ、追加的に簡易水道事業が有する資産評価を行い、それらを基に更新計画を作成することでより民間の参入意向を高めることを目的とした調査業務を実施している。

これらの検討結果を基に、改めて令和 8（2026）年度以降民間企業との対話を行い本町にとって最適な官民連携方式による水道事業全般の効率化・最適化に取り組んでいく。

1.3 施設・設備の廃止・統合・合理化

本検討では現有施設を全て更新することを前提とした検討となっている。今後、人口減少に伴い水需要も減少することが想定されるため、必要に応じて施設・設備の廃止・統合を検討することで更新費用の削減を図っていく。

2 財源についての検討状況

2.1 料金

「第 5 章投資・財政計画」で見通した通り、現状維持シナリオでは事業が成り立たなくなるため、採用シナリオである財源確保ケース②を基に、令和 10（2028）年度からの段階的な料金改定を目指し取り組んでいく。

2.2 企業債

適切な資金残高の水準となるよう、本経営戦略で検討した投資計画及び、令和 7（2025）年度に検討を実施している更新計画に対して適正な水準で起債を行っていく。

2.3 繰入金

総務省通知「令和6年度の地方公営企業繰出金について（令和7年4月1日）」に基づき、簡易水道の建設改良に要する経費を基準内繰入として見込む。加えて、過年度の災害復旧に要した借入に対する償還元金・利息分などを本町独自基準の繰入金として見込む。それ以外の基準外繰入金は地方公営企業法で定める独立採算制の原則に基づき計上しない。

2.4 資産の有効活用等による収入増加の取組

現時点で資産活用による収入増加を見込んでいるものはない。今後、施設の廃止・統合を検討する場合に、廃止する施設の有効活用について検討を行っていく。

第7章 経営戦略の事後検証

1 基本的考え方と PDCA サイクルの確立、経営戦略の見直しについて

本経営戦略における投資・財政計画は、1年毎に計画と実績の乖離及びその原因を分析するとともに PDCA サイクル（計画策定（PLAN）→実行（DO）→検証（CHECK）→見直し（ACTION）、図 7-1 参照）を活用し事業全体の方針について検討する。

本計画策定から5年後の令和12（2030）年度に経営戦略の見直しを行う予定とする。

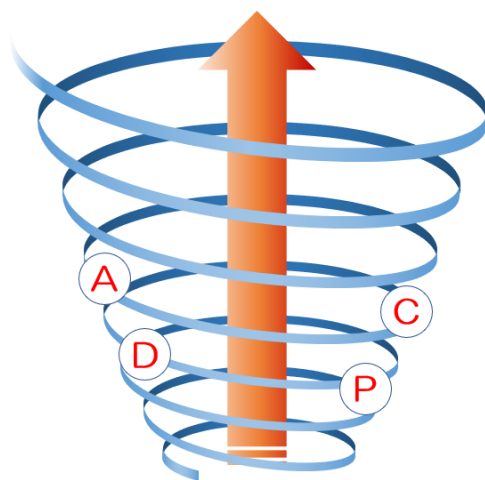


図 7-1 PDCA サイクル

2 進捗管理について

本計画における経営改善に向けた取り組みを実施していく中で、取り組みの進捗状況及びその効果について定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。また、定期的に財政状況を確認し、本計画との大きな乖離が認められる場合には見直しや再検討を行う。

なお、本計画に書かれていないものであっても、将来の目標の達成や目指すべき水道事業の実現に必要なことと判断される場合は、変更及び見直しを行い、適切に計画に反映させていくものとする。

表 7-1 今後の取り組み及び評価方法

分類	今後の取組と目標	評価時期	評価方法
ヒト	人事異動により業務水準が低下することのないよう、業務マニュアルを整備する。	令和 8 (2026) 年度末	業務マニュアルの整備状況を確認する。
	外部委託により効率化を図ることのできる業務は積極的に官民連携の検討を進める。	令和 8 (2026) 年度末	令和 8 (2026) 年度に予定している官民連携検討において外部委託の範囲が適切か確認する。
モノ	更新計画を策定し、優先順位付けを行うとともに計画的な更新を実施する。	毎年度決算時	令和 7 (2025) 年度に実施した資産評価及び更新計画策定業務を基に更新が実施されているかを確認する。 乖離があった場合は原因の分析を行い必要に応じて計画を変更する。
カネ	試算の結果、最短で令和 10 年からの料金改定が必要となったので、料金改定に向けた検討を進める。	令和 8 (2026) 年度末	令和 9 (2027) 年度中に料金改定を答申する必要があるため、検討状況について確認する。
	財政状態についての達成すべき目標値を設定し、必要に応じて投資の見直し・料金改定の検討を行う。	毎年度決算時	本経営戦略で検討した目標値が達成できているかを確認する。乖離があった場合は原因の分析を行い必要に応じて計画を変更する。